

循環

たけし

No.86

2025.7

夏号



一般社団法人

山形県産業資源循環協会

株式会社渡部砂利工業所

代表取締役 渡部 元博

【事業内容】

- ・ 廃棄物処理・リサイクル
- ・ 解体工事・建設資材製造販売
- ・ 発電事業・燃料小売り事業



循環型社会を目指して地域と共に歩む

本社：山形県酒田市宮海字中砂畑27番地4

TEL:0234-35-0281 FAX:0234-35-0282

遊佐事業所：山形県遊佐町藤崎字茂り松2-389

TEL:0234-75-3121 FAX:0234-75-3122



循環



No.86

2025.7
夏号

CONTENTS



ごあいさつ



一般社団法人山形県産業資源循環協会 会長	鈴木 隆	2
山形県環境エネルギー部 循環型社会推進課長	安孫子恵子 氏	3
山形市環境部 次長兼廃棄物指導課長	加藤 明彦 氏	4



令和7年度 県の施策



循環型社会づくり推進に向けた県の取組み（山形県産業廃棄物税基金充当事業一覧）	5
令和7年度の災害廃棄物処理対策への県の取組み	8



協会の事業・できごと



第13回通常総会の開催（当協会 会長表彰）	9
災害廃棄物の処理に関する協力	15
山形県産業資源循環協会政策研究会 令和7年通常総会の開催	20
不法投棄防止専門部会、安全衛生委員会の開催	22
令和6年安全衛生活動の状況調査集計結果表	23
労働災害防止に向けて	24
青年部会第13回通常総会、北海道・東北ブロック第24回通常総会の開催	26



行政だより



山形市廃棄物指導課	28
山形県村山総合支庁環境課	30
最上総合支庁環境課	32
置賜総合支庁環境課	33
庄内総合支庁環境課	34



支部だより



村山支部	35
最上支部	36
置賜支部	38
庄内支部	39



事務局だより



○DX推進の第一歩 ―委託契約書の電子化―	42
○教えてBUNさん BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡文明 氏コラム	44
協会組織概要	49
令和7年度許可申請に関する講習会（修了試験）の日程	50
産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書	51
○編集後記	52



一般社団法人山形県産業資源循環協会

会長 鈴木 隆

皆様には、日頃から当協会の運営と事業の推進に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

私、昨年6月に会長職を賜り、はや1年が経過いたしました。会長職に就き、ぜひ会員の皆様の事業所を訪ね、運営課題等をお聞きしたいと思っておりましたが、翌7月に最上・庄内地域で大雨被災が発生いたしました。

その対応にあって、県、被災市町村の方々との協議の中で、当協会が被災市町村から災害廃棄物処理業務を受託し、対応することとなりました。その際は、最上、庄内の会員の皆様には大変ご尽力をいただきました。そして、この災害廃棄物処理業務を無事に終え、復興につなげられたことは当協会にとって誇らしいことであり、また非常にいい経験になったと思っております。改めてご尽力くださった会員の皆様にはお礼を申し上げます。

さて、当協会は正会員233社、そして賛助会員の皆様をもって組織し、事業を行っておりますが、任期1年目の総会前までに全ての正会員の皆様の事業所を訪ねることができました。私事、この業界に30年以上お世話になっておりますが、皆様を回らせていただき切に感じたことは、皆様が本当に真面目で真摯であるということであります。そしてこのことは、この業界の真の姿そのものであると強く感じ、これから先の私ども山形県産業資源循環協会の姿にあって、大きな夢を描ける、新たな展開が期待できるものではないかと思ったところです。

当協会としましては、このような時勢を踏まえて令和7年度の事業計画を策定し、再資源化事業の促進等5つの施策ポイントを掲げました。絡めて国家戦略であり、循環経済への移行の柱のひとつとなっている再資源化事業等高度化法については、企業間の連携をどのようなかたちでとっていくのか、動静脈連携産業の協働をどのようなかたちで進めていくのか、課題はあろうかと思いますが、多面的にとらえて皆様方と情報を共有させていただきたいと思っております。

令和7年度はこうした現場の動きと共に、来年度の廃掃法の見直しを見据え、関係業界から産業資源循環業界に求められている期待に応えるためにも具体的な方策を考えていきたいと思っております。

我々業界が大きな転換期を迎えていることは間違いありません。会員の皆様、そして行政、政治の皆様と共に、私どもの業界の新たな夢と喜びがもてる将来像を描いて、バトンを渡していきたいと思っております。

そのためにも皆様のますますのご協力をよろしくお願いいたします。

山形県環境エネルギー部

循環型社会推進課長

安孫子 恵子

一般社団法人山形県産業資源循環協会及び会員の皆様には、日頃から廃棄物の適正処理により県民の生活環境の保全と円滑な産業経済活動を支えていただいておりますこと、また、廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進、不法投棄防止の啓発活動や不法投棄の原状回復など、本県の循環型社会形成の推進に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに対し、厚くお礼申し上げます。

また、令和6年7月25日からの豪雨災害に際しては、貴協会との「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、被災市町村で発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に対して、多大なる御尽力を賜りました。改めて深く感謝申し上げます。

さて、本県では、「第3次山形県循環型社会形成推進計画」に掲げる3つの基本目標「全国一ごみの少ない県を目指して」「リサイクル等の循環型産業を振興」「裸足で歩ける庄内海岸」の達成に向け、「ごみゼロやまがた県民運動」など各種事業を展開しております。

令和7年度の主な事業として、地球温暖化対策や3Rの推進など環境に関する情報発信を行う「やまがた環境展」を10月に開催する予定としております。県民の皆様には環境問題に対する理解を深めていただき、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促す機会ですので、これまでと同様に、貴協会からの御協力をお願いいたします。

資源の循環を担う産業の創出育成に向けては、3R推進環境コーディネーターによる情報提供やマッチング支援のほか、3R研究開発事業費補助金や循環型産業施設整備事業費補助金などにより、引き続き循環型産業を支援してまいります。特に、施設整備事業費補助金については、廃プラスチック類の発生抑制や、リサイクルに資する場合の補助上限額を増額し、拡充を図ったところです。

廃棄物対策については、不法投棄撲滅に向け、廃棄物適正処理監視員による日常のパトロールを行うほか、春秋の合同パトロールや原状回復作業等について、貴協会の御協力を得ながら、今後も着実に実施してまいります。

また、近年激甚化・頻発化する災害に対する備えとして、発災後に迅速な初動対応ができるよう、県内市町村職員向けの「災害廃棄物仮置場設置訓練」を、今年は舟形町で実施したところです。

本県が目指す「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」の実現に向けては、引き続き貴協会及び会員の皆様の御理解と御協力が必要となりますので、今後もお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々の御発展と御活躍を祈念申し上げ、挨拶といたします。

山形市環境部

次長兼廃棄物指導課長 加 藤 明 彦

山形県産業資源循環協会会員の皆様には、日頃から、市政全般にわたり多大なるご理解とご協力を賜っておりますことに、心より御礼を申し上げます。また、産業廃棄物適正処理推進による環境保全と公衆衛生の向上に加え、災害廃棄物処理体制の強化など官民連携の構築にご尽力いただいておりますことに対して、重ねて御礼申し上げます。

さて、山形市では今年3月に「山形市発展計画2030」を策定し取組を始めています。本計画における環境分野の「目指すまちの姿」は、「一人ひとりが限りある資源を大切にする 循環型の自然豊かな美しいまち」です。

市民、事業者、行政が連携し、食品ロス削減、不用品のリユース、資源物分別回収など暮らしに根差したごみの減量化と再資源化の取組を進めるとともに、環境保全を図りながら地域資源の有効利用を進めてゆくことで、幅広い世代に「限りある資源を使い捨てにしない」という意識を浸透させられるよう、循環型社会の形成と脱炭素社会の実現に向けた取組を行ってまいります。

循環型社会の形成に向けた事業の一つとして、昨年12月に水平リサイクルに関する協定をサントリーのグループ会社（サントリー食品インターナショナル株式会社及びサントリーホールディングス株式会社）と締結しました。家庭ごみとして集積所に出されたペットボトルを、再びペットボトルとして全て再生する「ボトルtoボトル」への取組を、この4月から開始しております。

また、脱炭素化を目指した取組として、今年度は、省エネ高効率型の空調・給湯・照明の機器導入、自家消費型の太陽光発電・蓄電池の導入、屋根や窓などに遮熱・断熱対策を導入する個人と事業者に対し、市がその設置費用を補助する事業も実施しております。

一方、自然豊かな山形の生活環境を保全していくため、廃棄物の適正な処理に係る指導と共に、不法投棄防止に係るパトロールの実施、監視カメラや看板の設置、不法投棄110番の通報窓口の設置などの施策も引き続き実施してまいります。併せて、低濃度PCB廃棄物の調査を含め、排出事業者に対する適正処理の指導も着実に進めてまいります。

今ある環境を将来にわたって保全していくと共に、山形市が「目指すまちの姿」を実現していくためには、山形県産業資源循環協会をはじめとする会員の皆様のご理解とご協力が不可欠ですので、引続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会ならびに会員の皆様の益々のご活躍を祈念申し上げ、挨拶といたします。



令和7年度 県の施策



循環型社会づくり推進に向けた県の取組み



1 3Rを推進する人づくり（やまがた環境展）

「やまがた環境展」は、環境に関わる事業者・団体・行政と県民が一堂に会し、地球温暖化対策や自然との共生、3Rなどの環境問題に対する理解を深め、循環型社会の形成及びカーボンニュートラルの実現に向けた取組みを推進することを目的として、毎年開催されています。

令和6年度は、10月19日（土）及び20日（日）の2日間、山形国際交流プラザ（山形ビッグウイング）において開催され、来場者数は17,681人でした。

令和7年度は、10月18日（土）及び19日（日）の2日間、山形国際交流プラザ（山形ビッグウイング）において開催予定ですので、引き続き御協力くださいますようお願いいたします。

2 循環型産業の創出・育成

循環型産業は、企業活動に伴い排出される廃棄物について、再資源化によりカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、適正処理により環境負荷の低減を図る重要な役割を担っています。

県は、循環型産業に関する研究開発や、施設・設備整備に係る初期投資への支援、3Rを担う人材の育成等を行っています。

(1) 山形県3R研究開発事業費補助金による支援

廃棄物分野における3R技術の研究・技術開発に対して支援を行っています。

(2) 山形県循環型産業施設整備事業費補助金による支援

県内で発生する産業廃棄物について、排出事業者や廃棄物処理事業者等による廃棄物発生抑制や再生利用（リサイクル）の取組みを推進するため、リサイクル施設・設備整備に対して支援を行っています。なお、当補助金をより活用しやすいものとするため、補助上限額を、令和4年度までの500万円から令和5年度以降1,000万円に引き上げています。また、令和7年度は、廃プラスチック類の発生抑制やリサイクル（サーマルリサイクルを除く。）の推進に資する施設・設備整備について、補助上限額を2,000万円に引き上げるなどの拡充を図っています。

※(1)及び(2)の補助金について、令和7年度の募集は終了しました。

来年度以降も、同補助金による支援を継続する予定ですので、活用について御検討ください。

(3) 山形県循環型産業事業評価委員会の開催

学識経験者等で構成する「山形県循環型産業事業評価委員会」を開催し、企業等から提出のあった(1)及び(2)の案件について評価や助言等を行っています。

(4) 循環型産業を担う人材の育成

廃棄物の適正処理・3Rの推進に向けた人材育成を目的として、産業廃棄物処理事業者の中間管理職や中堅職員等を対象とした人材育成セミナーを開催しています。

令和7年度は、令和6年度に引き続き、環境法令遵守の徹底や3R・循環型産業の進展、排出事業者への助言能力向上等のほか、人材育成・人材確保の視点をテーマに加えて開催する予定ですので、ぜひ御参加ください。

3 山形県リサイクル製品認定制度・山形県リサイクルシステム認証制度

全国一ごみの少ない県を目指して、廃棄物を減らし、循環資源を有効に活用するリサイクルを進める必要があるため、資源循環の輪が途切れることのないようリサイクル製品の認定やリサイクルシステムの認証を行い、県民への普及啓発を図っています。

(1) 山形県リサイクル製品認定制度

リサイクル製品等の普及拡大を図るため、県内の廃棄物等を利用し、県内の事業所で製造されたりサイクル製品を県が認定する「山形県リサイクル製品認定制度」を平成14年度に創設し、令和7年4月1日現在で61製品を認定しています。

(2) 山形県リサイクルシステム認証制度

県内で展開される優れたリサイクルシステムを県が認証する「山形県リサイクルシステム認証制度」を平成18年度に創設し、令和7年4月1日現在で9件を認証しています。

(3) 山形県リサイクル認定製品展示会

山形県リサイクル製品認定制度及び認定製品について、より多くの県民の皆様を知っていただき、製品の利用促進につなげるきっかけとするため、大型商業施設等を会場としてリサイクル認定製品の展示会を開催しています。

令和6年度は、9月14日（土）から15日（日）までイオンモール天童にて、11月2日（土）から3日（日・祝）までイオンモール三川にて展示会を開催し、合わせて1,714名の来場を得ました。

- 内 容：山形県リサイクル認定製品のパネル展示
認定製品の実物やサンプル品等の展示
一部認定製品の即売・試供品のプレゼント
認定製品がもらえる抽選会の開催

令和7年度も大型商業施設等を会場として展示会を開催し、認定製品の周知を行う予定です。

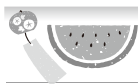
《山形県リサイクル認定製品展示会（令和6年度）》



令和7年度当初予算における山形県産業廃棄物税基金充当事業一覧

(単位：千円)

「循環型社会形成推進計画」施策の柱	事業No.	事業名	事業の概要	担当課	R7当初予算における産廃税基金充当額
Ⅰ 資源循環型社会システムの形成	1	産業廃棄物税基金運営事業費	産業廃棄物税基金の運営（①税の基金積立て、②税制度の評価・検証）	循環型社会推進課	239
	2	環境教育推進事業費	環境教育の推進のための事業（①環境情報の整備・発信、②環境アドバイザー、地球温暖化防止活動推進員等を学校や地域における環境学習の指導者として派遣するためのコーディネート、環境教室の実施等、③環境保全団体等の顕彰（環境やまがた大賞）、④県環境学習支援団体の認定、⑤担い手連携推進セミナー）の実施	環境企画課	1,367
	3	環境科学研究事業費	試験研究事業（遺伝子解析による河川水中の大腸菌排出源調査）の実施	環境企画課	1,388
	4	地球にやさしい3R推進人づくり事業費	環境に配慮したライフスタイルの普及啓発事業（①やまがた環境展の開催による環境に配慮したライフスタイルへの転換の促進、②3R推進人づくり事業（かえっこバザール））の実施	循環型社会推進課	6,102
	5	循環型社会形成推進事業費	ごみゼロやまがた推進のための事業（①山形県循環型社会形成推進計画の進行管理及び県民運動の展開、②食品ロス削減事業（「もったいない山形協力店」登録事業の実施、「もったいない山形協力店」食べきり運動及びおいしい食べきりキャンペーンの実施、高校生環境にやさしい料理レシピコンテストの実施、フードドライブの普及促進）、③プラスチックごみ削減に向けたマイボトルの利用促進、④循環型社会形成推進計画の中間見直し）の実施	循環型社会推進課	9,141
小計					18,237
Ⅱ 資源の循環を担う産業の振興	6	再生可能エネルギー等設備導入促進事業費	家庭や事業所への再生可能エネルギー設備（木質バイオマス燃焼機器）の導入に対する補助	エネルギー政策推進課	0
	7	循環型産業創出育成・基盤整備事業費	循環型産業の振興を図るための事業（①循環型産業事業評価委員会の開催、②3R研究開発事業に対する支援、③循環型産業施設・設備整備に対する支援、④循環型産業を担う人材の育成、⑤循環型産業コンサルティング・マッチング支援）の実施	循環型社会推進課	76,882
	8	循環型産業販路拡大推進事業費	循環型産業の市場形成を図るための事業（①リサイクル製品認定制度・リサイクルシステム認証制度の運営、②リサイクル認定製品展示会の開催）の実施	循環型社会推進課	4,866
小計					81,748
Ⅲ 廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減	9	ダイオキシン類対策事業費（ダイオキシン類に係る排ガス・排水等検査）	ダイオキシン類に係る排出基準遵守状況を確認するための、ダイオキシン類の発生源となる廃棄物処理施設等に対する行政検査の実施	水大気環境課	7,940
	10	環境保全・廃棄物情報システム運用管理費	環境保全・廃棄物行政に使用する事業者情報の管理システムの保守契約費用	水大気環境課	462
	11	大気汚染防止対策事業費（水銀排出施設に係る立入検査）	排出基準が設けられた排ガス中の水銀の遵守状況を確認するための、水銀排出施設である廃棄物処理施設に対する行政検査の実施	水大気環境課	210
	12	産業廃棄物処理対策費	PCB特措法に基づくPCB廃棄物期限内処理の行政代執行	循環型社会推進課	201
	13	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備事業費	産業廃棄物最終処分場所在市町村が行う環境整備に対する補助	循環型社会推進課	2,560
	14	原状回復措置推進事業費	地域住民参加による回収活動が適当でない不法投棄箇所の回収事業の実施	循環型社会推進課	12,000
	15	産業廃棄物最終処分場設置指導事業費	最終処分場に係る許可及び環境保全に係る適切な指導を行うための事業の実施（廃棄物処理施設技術検討会の開催）及び産業廃棄物最終処分場環境保全協議会への負担金の交付	循環型社会推進課	3,855
	16	不法投棄未然防止等対策事業費	廃棄物の不法投棄の未然防止のための事業（①不法投棄防止対策協議会への支援、②広域連携による合同事業、③マンパワーアップ事業、④不法投棄パトロール、⑤監視カメラ設置）の実施	循環型社会推進課	7,355
	17	PCB廃棄物対策事業費	PCB廃棄物適正処理のための事業（①PCB広域協議会への参加、②保管事業者の監視指導、③早期処理対策、④PCB廃棄物等掘り起こし調査）の実施	循環型社会推進課	4,195
	18	会計年度任用職員費	会計年度任用職員（①廃棄物適正処理監視員、②産廃許可業務員、③3R推進環境コーディネーター、④PCB適正処理推進員等）の配置	循環型社会推進課	41,731
	19	海岸漂着物対策推進事業費	山形県海岸漂着物対策推進協議会の運営、山形県海岸漂着物対策推進地域計画の推進	循環型社会推進課	363
	20	災害廃棄物処理対策事業費	災害廃棄物処理研修会の開催、災害廃棄物仮置場設置訓練の実施	循環型社会推進課	3,810
小計					84,682
Ⅳ 徴税経費	21	徴税管理運営費（産業廃棄物税徴税経費）	事務費（申告書印刷費、特別徴収義務交付金交付決定通知書郵送費）	税政課	91
	22	県税過誤納還付金・同加算金	県税に係る過誤納還付金及び還付加算金	税政課	8,547
	23	産業廃棄物税特別徴収交付金	産業廃棄物税特別徴収交付金	税政課	3,509
小計					12,147
合計					196,814



令和7年度の災害廃棄物対策への県の取組みについて



近年、自然災害が激甚化しており、本県でも令和2年7月豪雨、令和4年8月3日からの大雨、令和6年7月25日からの大雨により、それぞれ大量の災害廃棄物が発生しています。そのため、市町村の災害廃棄物処理対応能力の向上が求められています。

山形県では、市町村担当職員向けに災害廃棄物の人材育成研修会及び仮置場設置訓練を実施しており、令和7年度の実施予定（一部、実績を含む。）は次のとおりです。

◎災害廃棄物仮置場設置訓練

1 開催目的

これまでの豪雨災害等の教訓を踏まえ、災害廃棄物仮置場設置訓練を実地で行うことにより、市町村の災害廃棄物処理対応能力の向上を図る。

2 背景

県では、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、平成29年度から市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援してきたところ、県内全ての市町村において処理計画が策定されました。

一方、これまでの豪雨災害等の教訓から、仮置場を迅速に設置し適切に運営・管理することの重要性が改めて認識されたため、令和7年度は時期を前倒しし、梅雨が本格化し、大雨が懸念される時期の前に、実地で市町村担当者向けの訓練を行いました。

3 訓練概要

- ・実施日時 令和7年6月20日（金）午後1時30分～午後4時45分
- ・場 所 舟形町「アユパーク舟形」
- ・内 容 講義（仮置場の基礎知識、災害対応事例の照会）
仮置場の設置訓練（災害廃棄物の種類と置場の確認、看板等の設置）
仮置場の運営訓練（搬入車両の受入手順、車両の誘導、荷下ろし等実演）
燃料電池車からの電源供給訓練

◎災害廃棄物人材育成研修会（環境省東北地方環境事務所主催）

1 開催目的

- ・災害廃棄物対策の基礎について理解を深める。
- ・災害廃棄物処理計画改訂の必要性を認識し、検討のポイントについて理解する。
- ・近年頻発する水害における災害廃棄物発生量の推計方法について習得する。
- ・近年の水害における経験を踏まえ、円滑な災害廃棄物処理に向けた対応策について理解する。

2 研修会概要

- ・実施時期 令和7年9～11月頃（予定）
- ・場 所 未定（山形市予定）
- ・内 容 災害廃棄物処理計画の改訂について
水害における災害廃棄物発生量推計について
水害における災害廃棄物の処理について



第13回通常総会の開催



1 開催日時

令和7年6月6日(金)午後3時30分から午後4時45分まで

2 開催場所

ホテルメトロポリタン山形（山形市香澄町）

3 出席社員等

(1) 議決権のある当法人の社員の総数 233名

(2) 出席社員数及び議決権の総数
(委任状146名を含む) 217名

4 出席役員等 理事19名、監事2名

5 議長 斎藤 実 氏（最上支部長）

6 決議事項

第1号議案 令和6年度事業報告及び令和6年度収支決算に関する件

第2号議案 役員の選任に関する件（有識理事3人の辞任に伴う補欠理事の選任）

選任理事 一般社団法人山形県建設業協会

専務理事 川井信哉 氏

一般社団法人山形県医師会

事務局長 高橋利広 氏

山形県商工会連合会

専務理事 大泉定幸 氏

(報告事項)

① 令和6年度補正予算に関する件

② 令和7年度事業計画及び令和7年度収支予算に関する件

7 議事の経過及びその結果等

進行役の尾形啓一郎 専務理事が開会を宣し、青山 武 副会長が開会の辞を述べた後、鈴木 隆 会長が出席会員と来賓への謝辞を込めた挨拶（P2に同じ）を行い、次に会長から当協会優良事業所・優良従事者表彰状の授与等（P14）が行われました。

次に、来賓4名（①山形県知事／代理 県環境エネルギー部長 沖本佳祐 様 ②山形県議会議長／代理 副議長 楳津博士 様 ③山形市長／代理 環境部長 豊後 真 様 ④山形市議会議長／代理 副議長 菊地健太郎 様）から御祝辞を賜りました。

その後、議長選出等を行い議事に入り、終了後、大場宏利 副会長が閉会の辞を述べました。なお、当日は山形県環境エネルギー部循環型社会推進課長 安孫子恵子 様、山形市環境部廃棄物指導課 次長兼課長 加藤明彦 様、そして当協会政策研究会顧問 山形県議会 柴田正人 議員、同 遠藤寛明 議員にも御来賓出席いただきました。



会場全景



来賓



議長／斎藤 実 氏

祝 辞

本日、ここに一般社団法人山形県産業資源循環協会第13回通常総会が盛大に開催されますこと、誠におめでとうございます。

貴会におかれましては、廃棄物の適正な処理により、県民の生活環境と公衆衛生の保全に御尽力を賜りますことに、厚くお礼申し上げます。また、庄内地域や最上地域に甚大な被害をもたらした昨年7月の豪雨災害に際しましては、貴会との「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、被災市町村で発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に多大なる御尽力を賜りました。この場をお借りして、改めて深く感謝申し上げます。

県では、豪雨災害による被災者の生活再建、道路、河川、農地等の復旧、復興に全力を挙げて取り組んでいるところです。また、近年激甚化・頻発化する自然災害に備え、災害発生時に迅速かつ適切に対応するための取組みの一つとして、災害廃棄物の仮置場設置訓練を6月20日に舟形町で開催する予定としております。こうした活動を通して、皆様とともに災害に強い県づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御協力をお願いいたします。

また県では、今年2月に策定した「第4次山形県総合発展計画 後期実施計画」において、企業間のマッチングや高度な再資源化・省資源化技術の開発・導入への支援など、県内企業における循環経済（サーキュラーエコノミー）関連の取組みを促進することとしております。廃棄物の適正な処理やリサイクルの推進などを定めた「第3次山形県循環型社会形成推進計画」についても、今年度中の見直しを予定しており、関係者の御意見をお聞きしながら、本県の環境政策が更に発展するよう努めてまいりますので、皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴会の今後益々の御発展と、本日御参集の皆様の御健勝を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和7年6月6日

山形県知事 吉村美栄子

祝 辞

一般社団法人山形県産業資源循環協会令和7年度通常総会の開催にあたり、県議会を代表いたしまして、お祝いの言葉を申し上げます。

貴協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より産業廃棄物の適正処理やリサイクル事業の推進を通して、県民の健康で快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に御尽力いただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

また、ただいま栄えある表彰を受けられました皆様、誠におめでとうございます。皆様のこれまでの御功績に対しまして、あらためて敬意を表しますとともに、今後の更なる御活躍を御期待申し上げます。

貴協会の皆様には、昨年7月の最上・庄内地域を中心とした大雨災害において、県との協定に基づき、被災市町村で発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に多大なる御協力を賜り、復旧・復興を支えていただいていると伺っており、まずもって深く感謝申し上げます。

さて、近年、持続可能な開発目標、SDGsの考え方が定着し、環境負荷の少ない循環型社会の構築に対する県民の意識も高まっております。このような中、皆様の「環境を守り産業を支える社会インフラ」としての役割は、ますます重要になるものと認識しており、貴協会における人材の確保・育成や職場の安全確保等の取組みは誠に意義深いものであります。

県議会といたしましても、美しく豊かな自然環境の保全や快適で安心な県民生活の実現のため、今後も力を注いでまいり所存でありますので、皆様におかれましては、引き続き御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



結びに、山形県産業資源循環協会並びに会員各位のますますの御発展と、御参会の皆様の御健勝と御活躍を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

令和7年6月6日

山形県議会議員 田澤 伸一

令和7年度通常総会において、
田澤議長の祝辞を代読する榎津博士 副議長

祝 辞

本日は、山形県産業資源循環協会令和7年度通常総会の開催、誠におめでとうございます。

貴協会の皆様には、日頃から、市政全般にわたり多大なるご理解とご協力を賜り心より御礼を申し上げます。加えて、廃棄物の適正処理、不法投棄防止の啓発と原状回復活動、リサイクルの推進などを通して、住民の生活環境の保全と循環型社会の構築にご尽力いただいておりますことに重ねて御礼申し上げます。

また、先ほど表彰を受けられました皆様、誠におめでとうございます。長年のご功績に深く敬意を表しますとともに、今後ますますのご活躍を祈念申し上げます。

さて、山形市では今年3月、総合的かつ計画的な市政運営を推進し、まちづくりの展望を示す最上位の計画として「山形市発展計画2030」を新たに策定いたしました。

本計画では、山形市が掲げてきた2大ビジョンである「健康医療先進都市」「文化創造都市」を堅持すると共に、ゴールとなるべき「目指すまちの姿」をしっかりと描き、現時点から取り組むべきことが示されております。

山形市が環境分野において「目指すまちの姿」は、「一人ひとりが限りある資源を大切にする 循環型の自然豊かな美しいまち」であります。「目指すまちの姿」の実現に向けて、「脱炭素社会の推進」「循環型社会の推進」「自然との共生」「うるおいのあるまちづくりの推進」を主な施策として、GX（グリーントランスフォーメーション）の推進といった新しい視点を持ちながら、市民や事業者の皆様と連携し、諸般の施策にしっかりと取り組んでまいります。

こうした施策を着実に推進するためには、産業廃棄物の適正処理やリサイクル事業を推進し、生活環境の保全に寄与してこられた貴協会のご理解とご協力が不可欠であります。貴協会の皆様には、「持続的発展可能なまち」への実現に向けて、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、山形県産業資源循環協会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝、ご活躍を祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

本日は、おめでとうございます。

令和7年6月6日

山形市長 佐藤 孝弘

祝 辞

本日は、「山形県産業資源循環協会令和7年度通常総会」の開催、誠におめでとうございます。

本日、丸子善弘 山形市議会議長が公務のため出席できませんので、議長に代わり山形市議会を代表して、一言お祝いを申し上げます。

鈴木会長をはじめ、貴協会の皆様方におかれましては、日頃から、産業廃棄物の適正かつ継続的な処理により、山形市の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に多大なるご尽力を賜っておりますことに深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。

また、先ほど、長年にわたるご功績により、栄えある表彰を受けられました皆様、誠におめでとうございます。心よりお喜びを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をお祈りいたします。

さて、環境問題への関心が高まる中で、産業廃棄物の適正な処理とリサイクルは持続可能な社会を実現するために欠かせない重要な課題となっております。

産業廃棄物の発生量は近年、増加傾向にあると伺っております。その処理にあたっては、リサイクルに向けた廃棄時の適切な分別が必要不可欠であり、これを実現するためには企業や地域住民への啓発活動や情報提供が重要となります。貴協会の活動を通して、広く住民の方々への普及啓発が進むようご期待申し上げます。

市議会といたしましても、皆様と共にこの課題に取り組み、地域の環境を守りながら、持続可能な循環型社会を目指し、引き続き取り組んでまいり所存でありますので、今後とも貴協会の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、山形県産業資源循環協会のますますのご発展と、会員皆様のご健勝を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和7年6月6日

山形市議会議長 丸子 善弘



令和7年度通常総会において、
丸子議長の祝辞を代読する菊地健太郎 副議長

— 令和 7 年度表彰受賞者 —

(敬称略)

1 公益社団法人全国産業資源循環連合会 会長表彰 (12人・事業所)

- (1) 功労者表彰 鈴木 隆 株式会社クリーンシステム 代表取締役会長
- (2) 地方功労者表彰 伊藤 泰志 株式会社ミツワ企業 代表取締役
尾形啓一郎 尾形興業有限会社 代表取締役
- (3) 地方優良事業所表彰 株式会社最上クリーンセンター (代表取締役 沓澤伸明)
尾形興業有限会社 (代表取締役 尾形啓一郎)
長井環境株式会社 (代表取締役 佐藤賢太)
株式会社青南商事酒田支店 (代表取締役 安東元吉)
- (4) 優良従事者表彰 細矢 清昭 株式会社山形環境エンジニアリング 環境事業部 部長
川村 豊 株式会社山形環境エンジニアリング 環境事業部 次長
神保 晴人 株式会社マツキコーポレーション置賜クリーン設備 課長
渡辺美恵子 株式会社クリーンシステム 生産部トランスポートチームサブマネージャー
佐藤 金雄 ジークライト株式会社 環境事業部 運輸部
- ◎ 労働安全衛生感謝状 前・安全衛生委員長 片桐孝志 天童環境株式会社 代表取締役副社長

2 一般社団法人山形県産業資源循環協会 会長表彰 (19人・事業所)

- (1) 功労者表彰 丹治 正彦 東北環境開発株式会社 常務取締役
- (2) 優良事業所表彰 有限会社県南エコサービス (代表取締役 島貫利幸)
ディスポテック株式会社 (代表取締役 武田一則)
- (3) 優良従事者表彰 田制 実 ジークライト株式会社 環境事業部 運輸部
佐野 茂 株式会社エルデック 環境整備部 次長
矢口 賢吾 環清工業株式会社 環境部課長
佐藤 光也 株式会社ミツワ企業 環境事業センター副所長
渡部 恭行 株式会社エコリレーション 業務課長
尾関 光雄 株式会社渡会電気土木 環境事業本部
プラントエンジニアリング部プラントエンジニアリング課長
佐藤 彰史 株式会社クリーンシステム 生産部 部長
須藤 光明 ジークライト株式会社 環境事業部 運輸部
板橋 史子 株式会社青南商事酒田支店 マネジャー
阿部 昌宣 有限会社厚生社 施設部長
大泉 徹 株式会社山形環境エンジニアリング 環境事業課 課長
猪野 直美 有限会社高万商店 総務部 主任
八木 裕見 株式会社北原産業 主任
- ◎ 感謝状 (令和6年7月の大雨被災に伴う災害廃棄物処理業務に貢献)
鮭川村処理業務 統括調整事業所 最上共同クリーン株式会社 代表取締役社長 梁瀬伸祐
酒田市処理業務 統括調整事業所 株式会社渡部砂利工業所 代表取締役 渡部元博
遊佐町処理業務 統括調整事業所 株式会社幸輪 代表取締役 金子正次



－ 災害廃棄物の処理に関する協力 －

令和6年7月25日からの大雨等による被害に伴う災害廃棄物の処理

庄内地域や最上地域に甚大な被害をもたらした令和6年7月の豪雨災害に際し、当会は県を介し3市町村から災害廃棄物処理に関する協力要請を受け、地元を主とした延べ27会員事業所で稼働体制を組んで対処し、年度内に全業務を完了いたしました。

1. 鮭川村／最上地域（取扱数量 300トン）
対応会員 最上共同クリーン株式会社 等 計3会員 処理終了 令和6年9月30日
 2. 遊佐町／庄内地域（取扱数量 1,370トン）
対応会員 株式会社幸輪 等 計15会員・事業所 処理終了 令和7年2月26日
 3. 酒田市／庄内地域（取扱数量 2,970トン）
対応会員 株式会社渡部砂利工業所 等 計9会員 処理終了 令和7年3月24日
- ※取扱数量合計 4,640トン（外数：家電リサイクル処理合計 2,252台＝重量換算105トン）



R 7. 1. 14 積雪期となった最終搬出作業
（酒田市仮置場／旧酒田工業高校跡地）

酒田市及び遊佐町災害廃棄物処理業務完了に係る意見交換会

当会庄内支部（支部長 渡部元博（株式会社渡部砂利工業所 代表取締役））では、業務完了後、庄内地域2市町に稼働した会員事業所に参集いただき、今後、同様の被災処理により迅速かつ円滑に対処するための課題等を集約するための意見交換会を開催しました。

特に被災自治体との調整案件として多く意見されたのが“発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の確立”でした。

また、本県の全35市町村が策定している災害廃棄物処理計画には、仮置場候補場所の盛り込みが見当たらない状況です。（参考：「令和5年度末で仮置場候補地の選定を行っている市区町村数の割合68%」／令和7年3月 環境省災害廃棄物対策推進検討会資料から引用）

当会では、望ましい仮置場の選定（舗装されており、大型車で搬出が可能な場所等）を含め、適時、県・市町村等と調整を進めてまいります。

・期 日 令和7年4月21日（月） ・場 所 東京第一ホテル鶴岡（鶴岡市錦町）

【意見された主な課題・改善点等】

- ① 初動対応（被災市町村や県での再委託処理等を可能とする法令上の特例適用判断等）に時間を要したことによる搬出作業の遅れ、作業量等の増大（仮置場の満杯閉鎖、分別不足、腐敗・異臭の発生、廃油・冷蔵庫内食物の処理等）
- ② 主な搬出先施設（広域行政組合ごみ処理施設）との受入スケジュールの十分な調整と受入条件等の整理（一時受入停止による作業停滞、家具等の焼却前破碎処理等）
- ③ 被災市町村区域内での処理困難物への対応（特に県内市町村間における法令上の搬入事前通知の扱いに関する協力体制づくりが必要）



R 7. 4.21 意見交換会／渡部庄内支部長 挨拶

南陽市・遊佐町との非常災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定の締結

令和7年3月4日に南陽市と、令和7年6月26日に遊佐町と「非常災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結いたしました。

当会においては、令和5年8月の山形市、令和6年7月の上山市に続いての締結となります。

1 南陽市との協定締結（令和7年3月4日）

南陽市は、平成25年7月と翌26年7月の2回、豪雨による吉野川等の氾濫で河川沿線の住宅地等に濁流・流木が流入し、住家や公共施設等に多くの被害を受けました。

この経験から災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市内の廃棄物処理業者で組織する南陽アメニティ企業体と支援協定を締結するなどの備えを進めておりました。しかし、今後、大規模な地震災害等の有事に伴い大量に発生する災害廃棄物を、市内の事業者や広域行政事務組合施設だけで処理することは困難と判断され、当会会員事業所の民間施設での広域処理等も想定したこの度の協定締結となりました。

当会置賜支部では、締結後直ちにこの協定からの協力要請に備えるべく行動計画（南陽市対応編）を策定し、南陽市に提出しました。



協定締結式／南陽市役所 庁議室（令和7年3月4日）

（左から当会 尾形啓一郎 置賜支部長（尾形興業有限会社 代表取締役）、鈴木 隆 会長（株式会社クリーンシステム 代表取締役会長）、南陽市 白岩孝夫 市長、長沢俊博 総務課長、川合俊一 総合防災課長、竹田啓子 市民課長）



南陽市 白岩孝夫 市長

席上、白岩市長はご挨拶で「当市は平成25年と26年の2度の水害により大量の廃棄物処理を余儀なくされた。令和2年以降は最上川の氾濫等が頻発化しており、ハード整備だけの災害対策では対処できない厳しい状況が続いている。被災時、一日も早く市民生活を取り戻す上で、災害廃棄物の迅速な処理は最も重要な課題のひとつである。この度の協定締結は、市民の不安、負担の軽減につながり、大変心強い。」と述べられました。



当会 鈴木 隆 会長

鈴木会長は「全国的に自然災害が頻発化する近年、本県も例外ではない。当会は昨年度、県の指導の下、庄内・最上地域の災害廃棄物処理を担い、経験と実績を積んだ。置賜地域では初めての協定締結となるが、尾形支部長をトップに、もしもの場合に市民の皆様が一日も早く通常の生活に戻れるよう、迅速に対応していく。」と応じました。

南陽市との災害廃棄物処理の連携強化に向けた意見交換会

南陽市赤湯公民館えくぼプラザ（令和7年2月19日）

また、南陽市と当会は、協定締結前に、市が当会に求む連携体制や当会が応えるための協力体制づくりなどについて意見交換を行いました。

冒頭、竹田 市民課長からは「これまでの南陽市における被災経験と今後に想定される大規模地震等から発生する災害廃棄物の総量から判断すれば、到底、市内事業者だけの協力では対応

しきれない。循環協会と協定を締結することで、災害廃棄物発生時の柔軟かつ迅速な対応体制を確立したい。そのために、循環協会の格段の協力を願いたい。」とのご挨拶を賜りました。

当会 三澤 事務局長は「連携強化の機会を頂戴したことにお礼申し上げます。その期待に応えられるよう実効性のある処理体制を備えていく。」と応じ、更に尾形 置賜支部長は「地元事業者で組織し、既に南陽市と支援協定を結んでいる南陽アメニティ企業体だけでは対処できない規模の災害発生が懸念される中、広域的な処理が求められている。その土台となるのは、私ども地元の会員事業所の結束であり、初動時からの迅速な処理体制の確立である。皆さんの協力をお願いしたい。」と、出席事業者に南陽市からの要請に応える連携体制づくりへの理解と協力を願いました。



南陽市意見交換会



南陽市 竹田啓子 市民課長



当会 尾形啓一郎 置賜支部長

2 遊佐町との協定締結（令和7年6月26日）

遊佐町は、当会に託した令和6年7月の豪雨災害からの災害廃棄物処理を振り返り、自町における“初動期からの災害廃棄物の広域的な処理体制の確立”が重要と判断され、当会と直接の協定締結となりました。

当会庄内支部は、この協定からの協力要請に備えるため、直ちに、令和6年7月の豪雨災害に伴う遊佐町災害廃棄物処理業務を受託し、円滑に業務を完了した処理体制をベースに実動チームを再編するなどした行動計画（遊佐町対応編）を策定し、遊佐町に提出しました。



協定締結式／遊佐町役場 委員会室（令和7年6月26日）

（左から当会 金子正次 遊佐町会員事業所代表（株式会社幸輪 代表取締役）、渡部元博 庄内支部長（株式会社渡部砂利工業所 代表取締役）、鈴木 隆 会長（株式会社クリーンシステム 代表取締役会長）、遊佐町 松永裕美 町長、鳥海広行 総務課長、太田英敦 地域生活課長）



遊佐町 松永裕美 町長

締結式では松永町長がご挨拶され「この度の協定締結を心からうれしく思います。令和6年7月の被災時は、何から手を付けたら良いのか分からない状況でした。この度、この協定の締結で強力なお力添えをいただける約束を頂戴できたことは、本当に心強い限りです。遊佐町としても町民の皆様のより安全・安心な暮らしづくりに一層力を注いでいくので、循環協会の皆様には一緒にチームとして、助言等もいただきながら協力をお願いできればありがたいと思います。本日は、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。」と述べられました。



当会 鈴木 隆 会長

鈴木会長は「被災対応は初動が重要であり、この度の協定で、当会が初動段階から動けるというかたちをつくっていただいた。このことは大量に排出される多種多様な災害廃棄物を適正に分別し、効率よく処理していくことにつながる。当会は庄内支部による地元での処理体制、そして被災規模等によりその体制を全県・全国域に広げ対処していく。私どもは平成23年の東日本大震災以降、各地の災害廃棄物処理に携わってきたが、被災地毎に多様な対応が必要であり、学び続けなければならない。万が一、遊佐町が被災した際は、一日も早い復旧・復興のために努力することをお約束する。」と応じました。

遊佐町役場 委員会室（令和7年6月20日）

遊佐町とも、協定締結前に関係会員事業所を交えた意見交換を行いました。

渡部 庄内支部長は「昨年度の処理については、酒田市への対応を含め会員事業所の皆様の協力で無事終了できたことを感謝申し上げる。この度、私どもがなすべき連携強化の体制づくりに向け、先進的な意見を拝したい。より信頼される体制を備えるため、是非とも皆さんの協力を頂戴したい。」と挨拶しました。



- 1 開催期日 令和7年3月6日(木)
- 2 開催場所 パレスグランデール(山形市荒楯町)
- 3 出席社員等 (1) 議決権のある会員の総数 76名
(令和7年7月1日現在 会員数 85名)
(2) 出席会員数及び議決権の総数(委任状29名を含む) 74名
- 4 出席顧問 4名 山形県議会
森田 廣 議長、小松伸也 議員、柴田正人 議員、遠藤寛明 議員
- 5 出席役員 理事14名(理事長 伊藤泰志)、監事1名(五十嵐 誠)
- 6 議長 理事長 伊藤泰志
- 7 決議事項等 第1号議案 令和6年事業報告及び収支決算に関する件
第2号議案 令和7年事業計画及び収支予算に関する件
(報告)
県政への要望成果、国政レベルの政治活動への参加

8 議事の経過及びその結果等

冒頭、伊藤泰志 理事長が出席会員と顧問県議への謝辞を込めた挨拶を行い、次に森田 廣 顧問から御祝辞を賜りました。

伊藤泰志 理事長 挨拶要旨

「本日は、設立初年の事業報告、そして2年目となる今年の事業計画等の承認を願うこととなるが、私からは、顧問の先生方のお力のもと着実な成果が見える県への要望事項、そして国政レベルでの政治活動でも私どもは大きな立ち位置をアピールできたことの2点をお話する。

1つ目、県への要望事項の成果については、産業廃棄物税を財源にしながら減額されてきた私ども資源循環業へのハード整備補助金について、令和7年度は上限額を2千万円まで戻すことができた。しかしこの上限額は、従前に戻っただけで、しかも施設計画に柔軟性のもてる複数年での事業化を認めていない。他県では上限5千万円の設定もされている。私どもは“豊かで美しい山形県”の実現を謳う県の施策実行のパートナーとして、引き続き行動していきたい。

2つ目、国政レベルの政治活動については、コロナ禍以降、私どもはエッセンシャルワーカーと表され、災害廃棄物処理への対処等を含め、その存在価値は明確であるが、現実には差異がある。

政府の業種分類が未だに私どもをサービス業として扱うため、ワクチン優先接種の対象から外されたり、外国人材受入制度が実現されないことを含めた人材確保のボトルネックとなっている。

“再資源化事業等高度化法”が年内に施行されるにあって、私どもは法規制の中でくすぶっている時代ではない。新たなビジネスチャンスをつかまなければ成長は望めず、そのための国政レベルでの政治活動が必要である。

昨年、本研究会を設立できたことで全国の流れに加わることが出来た。この流れを加勢することで私どもの存在意義を一層知らしめ、社会的地位の向上につなげてまいりたい。当政策研究会の事業展開に引き続きお力添えをよろしくお願いしたい。」

森田 廣 顧問 御祝辞要旨

「近年、循環型社会構築への取組みが進む中、貴協会に対する県民の期待が高まっている。また、自然災害が頻発化、激甚化している中、その復興の大きな課題となる災害廃棄物処理の体制強化が急務であり、それに対処する貴協会の役割はますます重要になっている。

昨年、再資源化事業等高度化法が制定され、貴業界は経済活動における社会インフラとして欠かせない存在となっている。

私どもは、美しく豊かな自然環境の保全や快適で安全安心な県民生活の実現のため、今後、貴研究会の支援に力を注いで参りたい。」

その後、出席された全顧問の紹介がなされ、議長選出等を行い議事に入り、関連報告等がなされ、閉会しました。



森田顧問（山形県議会議長）祝辞



議長役 伊藤理事長



顧問紹介

左から山形県議会 森田議長、小松議員、柴田議員、遠藤議員



不法投棄防止専門部会の開催



不法投棄防止専門部会（全18人）を、山形県と山形市の担当職員にも出席を願い開催しました。

県からは県内4地域の各総合支庁に設置する不法投棄防止対策協議会（当部会員の事業協力及び当協会の事業費一部負担あり。）の活動報告等がなされ、山形市からは庁内関係各課連携してのパトロール実施状況等が報告されました。

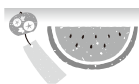
令和7年度の防止活動等に向けた意見交換では、部会員からは①不法投棄発生件数の減少を踏まえ、パトロールへの参加を半義務化している現状体制の見直しや、②不法投棄物の多くが一般廃棄物であるにもかかわらず、産業廃棄物処理業を主とする当協会が活動に協力することを疑問視する声等が上げられました。

県の循環型社会推進課 後藤忠史 廃棄物対策主幹からは、特に①のパトロールへの参加は必須とはせず、出来る限りの協力をお願いしたいとの回答がなされました。

- ・期 日 令和7年2月7日（金）
- ・場 所 ホテルメトロポリタン山形
（山形市香澄町）



斎藤 健 部会長



安全衛生委員会の開催



安全衛生委員会（委員長 小林洋平 氏、全5人）を開催し、会員への安全衛生活動調査（令和6年12月調査）の集計結果をもって、「労働災害防止3カ年計画（令和5～7年度）」の令和6年度成果の検証等を行いました。

活動目標3項目はいずれも未達でしたが、調査回答率（R4回答 147会員 61.5%⇒R6回答 202会員 86.7%）が大幅増した中、項目1と2の数値は着実に前進しておりました。

令和7年度事業では、項目3の労災件数が減少しないことを踏まえ、経営トップを対象とした支部事業での研修会の設定が効果的と意見され、実施に向け準備を進めることとなりました。

また、一部委員の改選を確認し、新委員長（退任 片桐孝志 氏／村山支部 ⇒ 新任 小林洋平 氏／同支部）を選定いたしました。

- ・期 日 令和7年2月13日（木）
- ・場 所 山形県産業創造支援センター（山形市松栄）

【労働災害防止3カ年計画（令和5～7年度）／活動目標・成果（R4数値は予定含む）】

- 「山形ゼロ災3か月運動」等への参加会員数をR4年度に比し10%以上増加
(R4 76会員 → R7 84会員以上) R6=67会員
- 安全衛生規程を作成した会員企業数をR4年度に比して10%以上増加
(R4 69会員 → R7 76会員以上) R6=46会員
- 発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の件数をR3年に比し20%以上減少
(R3 5件 → R7 4件以下) R6=16件

令和6年 安全衛生活動の現状調査集計結果表

協会名：山形県産業資源循環協会

アンケート発送数：233会員

					令和5年	
No	入力項目	集計結果	回収率・ 回答内%	R6-R5	集計結果	回収率・ 回答内%
①	アンケート回答数	202	86.7%	3.3%	196	83.4%
②	協会の安全衛生事業の認知	178	88.1%	-0.7%	174	88.8%
③	連合会が提供している支援ツールの認知	129	63.9%	3.7%	118	60.2%
④	経営トップの方針決定と表明	85	42.1%	2.8%	77	39.3%
⑤	「やまがたゼロ災運動」等への参加／活動目標1	67	33.2%	0.5%	64	32.7%
⑥	安全衛生規程の作成／活動目標2	46	22.8%	2.9%	39	19.9%
⑦	安全衛生教育の徹底	107	53.0%	0.4%	103	52.6%
⑧	安全衛生パトロール	113	55.9%	7.5%	95	48.5%
⑨	ヒヤリ・ハット活動	101	50.0%	2.0%	94	48.0%
⑩	リスクアセスメント	66	32.7%	1.6%	61	31.1%
⑪	安全衛生担当者の選任	161	79.7%	0.6%	155	79.1%
⑫	1日未満の災害者数	29	(32会員) 59人		24	(26会員) 50人
	1～3日の休業災害者数	11			6	
	4日以上 ^の 休業災害者数／活動目標3	19			20	
	死亡者数	0			0	
4日 以上 の休業災害 者数・ 原因	墜落・転落	3	16		2	10
	はさまれ・巻き込まれ	8			5	
	転倒	5			3	
	その他	3			10	



労働災害防止に向けて 一 破砕機の危険性と安全対策 一



株式会社クリーンシステム 安全委員会 事務局長 塩野 昌俊

気温が上がる季節になると、体力だけでなく集中力が奪われがちです。ぼんやりした状態や判断能力の低下は、思わぬ事故やミスにつながる恐れがあります。自分と周囲の安全を守るために、小さな工夫で大きな安心に繋がましょう。一ご安全に一



破砕機

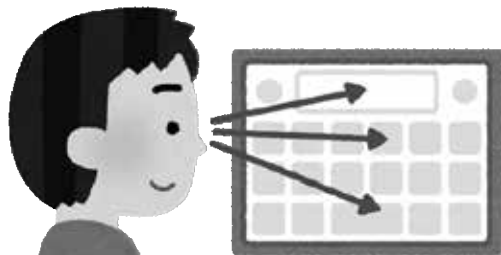
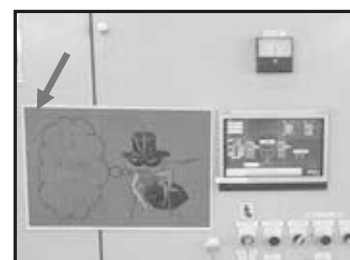


破砕刃は高速で回転

安全注意事項

- ◇RKYを行い、危険事項を全員で確認する。
- ◇始動時は操作パネル付近に作業員が集合し点呼確認を行い、安全確保を講じて始動する。
- ◇適宜トランシーバーでの指示・確認等を行う。
- ◇破砕機状態の「見える化」を行い状態を伝える。
 - ・ 停止状態
 - ・ メンテナンス状態
 - ・ 通常破砕状態
 - ・ 各危険箇所

「見える化」



眼からの情報・確認が大事です。

- ◎モーター駆動伝達部（チェーン・ベルト等）
巻き込まれ災害の危険性が高い部分であり
稼働時は、必ずカバーを取り付け運転しましょう。
- ◎修理やメンテナンス作業時は、必ず主電源を切り
安全を確保し作業に着手しましょう。

駆動伝達部カバー モーター



◇安全基本認識6項目◇

立っている物は	倒れます。
吊っている物は	落下します。
高い所にある物は	落ちます。
丸い物は	転がります。
動いてる物には	挟まれます。
回転している物には	巻き込まれます。
— ご安全に —	



青年部会 第13回通常総会の開催



報告：青年部会（東北クリーン開発株式会社 取締役業務部長） 高橋 朋秀

令和7年4月24日（木）、ホテルメトロポリタン山形において、部会員35名（うち、卒業生4名）出席のもと、青年部会第13回通常総会が行われました。

来賓として山形県環境エネルギー部循環型社会推進課 廃棄物対策主幹 原田泰浩 様、課長補佐（廃棄物対策担当） 齊藤健二 様、山形市環境部廃棄物指導課 課長補佐 武田智行 様、協会から鈴木会長のご臨席を賜りました。



山形県環境エネルギー部循環型社会推進課
廃棄物対策主幹 原田 泰浩 様



山形市環境部廃棄物指導課
課長補佐 武田 智行 様

村山充幹事の司会進行により、井上洋輔部会長の挨拶の後、鈴木会長、県循環型社会推進課長（代読 廃棄物対策主幹 原田泰浩 様）、山形市廃棄物指導課長（代読 課長補佐 武田智行 様）に御祝辞をいただきました。

その後、議長に部会員の花輪豊氏が選出され、議長は書記に事務局を指名し、議事が行われました。

～ 議事等 ～

- 報告事項1 令和6年度事業実績について
- 報告事項2 令和6年度収支実績について
- 報告事項3 令和7年度事業計画について
- 報告事項4 令和7年度予算計画について



議 長
花輪 豊 部会員

○卒業生



（左から）花輪 豊さん（株式会社ハナワ）、高橋朋秀さん（東北クリーン開発株式会社）、井上部会長（東北クリーン開発株式会社）、長岡大輔さん（中央公害清掃株式会社）、横山法学さん（中央清掃有限会社）

○新部会員



小関 遼さん
太平興業株式会社山形支店
（山形市）



原 広樹さん
株式会社原幸商店
（米沢市）



全国産業資源循環連合会青年部協議会 北海道・東北ブロック第24回通常総会の開催



報告：青年部会幹事（中央公害清掃株式会社 専務取締役） 五十嵐 広一

令和7年6月11日（水）青森市のホテル青森にて、全国産業資源循環連合会青年部協議会北海道・東北ブロック第24回通常総会が開催されました。

総会前には、ねぶたの家ワ・ラッセにて文化交流事業が開催され、青森の文化である“ねぶた”の楽器演奏体験や金魚ねぶた製作を通じ、他道県青年部会員との交流を深めてまいりました。

文化交流事業終了後の通常総会は、小保内副ブロック長による開会宣言後、梅宮ブロック長による挨拶、来賓の方々からご祝辞を頂戴し、青森県青年部会 小鹿議長進行のもと議事に入りました。



～ 議 事 ～

第一号議案 令和6年度事業報告及び収支決算報告に関する件

第二号議案 令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）に関する件

第三号議案 役員補選に関する件

全ての議案が原案通り承認されました。その後、井上副ブロック長の閉会宣言により閉会しました。

通常総会終了後には、懇親会が盛大に催されました。令和8年1月30日に大阪市で開催される「第13回全国大会近畿大会in大阪」PRのため、近畿ブロック実行委員会メンバーにもご参加いただき、交流を深めることができました。

最後に、文化交流事業、通常総会、懇親会など、準備及び当日の運営にご尽力いただいた、青森県青年部会の皆様並びに北海道・東北ブロックの皆様にご心より感謝申し上げます。



議案説明 渡邊幹事
（当部会 副部会長）



井上副ブロック長
（当部会 部会長）





— 山形市廃棄物指導課からのお知らせ —

◎今年も不法投棄防止パトロールを実施しました

山形市の独自事業として、春と秋の早朝と夜間に、市内の森林整備課・道路維持課・河川整備課・循環型社会推進課と共にパトロールを行っています。高速道路沿線、河川周辺、林道、農免道路等の不法投棄が懸念される箇所を、青色回転灯を点灯し巡回することで、不法投棄の抑止を図っています。

今年の春は、6月23日から一週間行いました。秋は10月を予定しています。



◎山形市発展計画2030について

山形市では、令和7年度(2025年4月)から令和11年度(2030年3月)までの5年間を計画期間として、「地方版総合戦略」を兼ねる「山形市発展計画2030」を策定しました。

社会を取り巻く状況が劇的に変化し続けている中では、目の前の課題だけにとらわれることなく、長期的な視点を持って進むべき未来の方向性を定める必要があります。

本計画は、社会環境の大きな転換点となる令和22年(2040年)の日本の状況、山形市の状況を展望した上で、ゴールとなるべきまちの姿をしっかりと描き、現時点から取り組むべきことを考えるバックカスティングの視点を持って策定しました。今後も「健康医療先進都市・文化創造都市」の都市ブランドの確立に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、山形市が持つ強みを活かした取組を進めていきます。

◎ペットボトルの水平リサイクル(「ボトルtoボトル」)に関する協定を締結しました

山形市、上山市、山辺町、中山町及び山形広域環境事務組合は、サントリー食品インターナショナル株式会社及びサントリーホールディングス株式会社と「ペットボトルの水平リサイクルに関する協定」を締結し、令和6年12月23日に協定締結式を行いました。

本協定は、家庭から排出された使用済みペットボトルを水平リサイクルにより安定的にペットボトルとしてリサイクルすることで、資源の有効利用の促進及び持続可能な循環型社会及び脱炭素社会の実現に寄与することを目的としています。

日本におけるペットボトルの回収率は約94%、リサイクル率は約86%と非常に高い水準にありますが、「ボトルtoボトル」のリサイクルは、29%に留まっています。

ペットボトルを衣類や食品トレーなどペットボトル以外の製品にリサイクルすると、最終的には焼却されることがほとんどです。そこで、「ボトルtoボトル」の水平リサイクルにより何度もペットボトルとして再生することで、CO₂排出量の削減と資源循環につなげてまいります。



◎第51回蔵王山クリーン作戦を実施しました

蔵王山クリーン作戦は、蔵王山一帯におけるごみ・投棄物等を回収する美化活動と、自然を尊ぶ意識を育てる学習活動です。活動を通じて、蔵王連峰の自然環境を保全していくこと、自然を大切にする心を育むことを目的としています。（主催：山形市を美しくする運動推進委員会、蔵王温泉観光協会、山形市）

第51回目となる今年は6月7日(土)に開催し、611人の参加者が、スキーゲレンデやジャンプ台周辺、刈田岳山頂まで、11班に分かれて各コース上のごみを回収しました。スキージャンプの高梨沙羅選手も参加し、小学生未満の子供からシニアの方まで、自然豊かな蔵王山を散策しながら美化活動に携わりました。参加者から回収していただいたごみは最終的に合計80kgになり、環境保全に大きく貢献しています。

来年度以降も実施予定ですので、ご興味のある方はぜひ次回ご参加ください。



◎脱炭素社会への取組について

脱炭素社会の実現を目指して、地球温暖化対策を推進するため、補助事業を実施しております。事業の詳細は山形市HPをご覧ください。既に予算額に到達しているものもありますのでご注意ください。（問い合わせは、環境課環境政策係まで）

省エネ高効率設備導入事業費補助金（予算額到達）

省エネ性能の高い高効率設備（空調機器・給湯機器・照明機器）の設置が対象。

非FIT型太陽光発電設備導入事業費補助金

非FIT型（自家消費型）の太陽光発電設備・蓄電池・エネルギーマネジメントシステムの設置工事が対象。

建築物遮熱・断熱対策事業費補助金

省エネ効果が認められる屋根や窓などの建築物の外皮に対する遮熱・断熱対策の導入を行う工事が対象。

◎令和7年度の職員体制

電話：023-641-1212（内線870.871）

次長兼廃棄物指導課長	加藤 明彦	課長補佐兼産業廃棄物係長	三澤 栄次
課長補佐	武田 智行	主幹（産業廃棄物担当）	板坂久美子
		主査	青塚 潤

【令和7年度春期「不法投棄防止合同パトロール」を実施しました！】

5月12日から20日まで、村山管内14市町において市・町・衛生組織連合会、一般社団法人山形県産業資源循環協会会員と合同でパトロールを実施しました。貴協会の皆様からも多大なるご協力をいただき、この誌面をお借りしまして改めて感謝申し上げます。

当管内では令和3年7月以降、30㎡以上の大規模な不法投棄箇所はゼロですが、実際パトロールしてみると、河川敷や道路わきの目立つ所に、レジ袋に入れたいわゆるポイ捨てごみや、タイヤの投棄などが散見されました。

これからも監視の目を光らせ、不法投棄ゼロに向け、貴協会をはじめ関係機関県民一丸となって取り組み、ごみのない美しいやまがたを実現していきましょう！



合同パトロールの様子

【今年も「村山総合支庁フードドライブ」やります！】

ご家庭で、買いすぎてしまった、あるいはもらったけど使う予定がない、といった食品はありますか？

今年度も村山総合支庁では、「賞味期限はまだあるけど、自宅では食べない・使わない食品」を必要としている世帯などへ提供する「フードドライブ」を9月2日（火）から5日（金）までの4日間実施します。寄付をお願いしたい食品は、「常温保存が可能なもの」で、「未開封」かつ「賞味期限が令和7年10月以降のもの」です。アルコール類を除きます。昨年度、貴協会会員企業の皆さまから大変多くの寄付をいただいたところですが、今年度においても、引き続き、ご協力をお願いします。

詳しくは、後日、県のホームページやXでお知らせします。



ポスター

【調べて適切に処分！低濃度PCB廃棄物】

ようやく高濃度PCBの処分について一段落ついたところですが、低濃度PCB廃棄物の処分期限が令和8年度末と迫ってきております。8年度は手続きが集中する恐れがありますので、できるだけ速やかに調査・確認のうえ処分しましょう。(使用中の低濃度PCB含有機器も、期限までに処分することが必要です。)

キュービクルにある高压受電設備の変圧器、コンデンサー等(自家用電気工作物)のほか、低压受電する分電盤内や溶接機等に内蔵された低压コンデンサー(非自家用電気工作物)もPCBに汚染されている恐れがあります。まずは電気機器の型式・製造年を確認し、メーカーにお問い合わせください。

製造年の目安としては、コンデンサー(絶縁油封じ切り機器)は平成2年以前、変圧器等(絶縁油採取可能機器)は平成5年以前のものが汚染の可能性があります。(メーカーにより一部例外有り。)ただし、変圧器等で絶縁油の交換が行われている場合は汚染可能性が不明の為、絶縁油のPCB濃度を測定し確認してください。

なお、建物解体の際にPCB廃棄物が発見されることがあります。その際は速やかに建物所有者に連絡するとともに総合支庁環境課にご相談ください。(処理責任は建物所有者になります。)



◎令和7年度不法投棄監視合同パトロール出発式と不法投棄防止キャンペーンの開催(5月14日)

山形県が設定する「不法投棄監視及び海岸漂着ごみ削減強化月間」にあわせて、「不法投棄監視合同パトロール出発式」と「不法投棄防止キャンペーン」を5月14日に開催しました。

一般社団法人山形県産業資源循環協会最上支部等から合計39名に参加していただきました。お忙しい中ご参加いただき深く感謝申し上げます。

不法投棄監視合同パトロール出発式開催後、5月14日から5月23日にかけて合同パトロールを各市町村で行い、啓発看板を載せた不法投棄監視車で啓発テープを流しながら不法投棄常習箇所の巡回を行い、道路わきの空き缶等のポイ捨てごみの回収等も行いました。

また、不法投棄防止キャンペーンでは、新庄市内大型商業施設3店舗に加えて、「道の駅とざわ」と「道の駅もがみ」でも店頭へのぼり旗を設置し、啓発チラシ入りポケットティッシュを来店者へ配りながら不法投棄や道路わき等へのポイ捨て防止を呼びかけました。これらの活動はテレビや新聞で取り上げられ、一定の啓発効果が得られたと考えております。

最上の美しい景観や豊かな自然を守っていくための取組みを今後も進めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いします。



<出発式>



<キャンペーン>

＊春季不法投棄監視合同パトロールを実施＊

「不法投棄監視及び海岸漂着ごみ削減強化月間」の5月に、管内の市・町、衛生組合連合会、一般社団法人山形県産業資源循環協会置賜支部、東南置賜・西置賜建設業協会、警察署の各関係者と合同で、置賜管内8市町をパトロールし、不法投棄常習箇所等の監視パトロールを行いました。

今回のパトロールで確認された新規の不法投棄箇所はありませんでしたが、道路の駐車帯や河川敷には家庭ごみ等の投棄が見られました。

今後、これらの箇所では看板やのぼり旗、監視カメラ等による不法投棄の抑制と監視の強化を行い、ごみのない美しい置賜地域を目指していきます。



不法投棄防止監視パトロールの様子

＊廃棄物適正処理・3R推進ポスターコンクールを開催します＊

環境課が事務局を務める置賜地区不法投棄防止対策協議会では、廃棄物の適正処理と3R（リデュース・リユース・リサイクル）に対する理解と関心を深めていただくことを目的に、今年もポスターコンクールを開催します。

募集の対象は、置賜地域在住の小学4年生から中学3年生で、期間は9月5日（金）までとなっています。優秀な作品は、ポケットティッシュや看板などの啓発物品の図案等に活用させていただきます。また、応募者全員に参加賞を用意しています。

ご家族、お知り合いにぜひお声がけください。



令和6年度最優秀賞
「未来のためにできること」
南陽市立沖郷小学校 4年 二宮 花蓮 さん



令和6年度最優秀賞
「あなたは、どう思いますか」
高畠町立高畠中学校 3年 渡部 小夏 さん

■『庄内の美しさを守る』～不法投棄箇所の巡回監視！

不法投棄の未然防止を図るため、強化月間である5月に一般社団法人山形県産業資源循環協会庄内支部、各市町、警察署及び庄内総合支庁による不法投棄箇所の巡回監視を行いました。また、6月4日に海上保安部のヘリ（うみすずめ）により、地上からの監視が困難な場所を庄内地域上空からパトロールを実施しました。

地元の皆さまからもご協力いただきましたこと、この場を借りて感謝申し上げます。



■海岸漂着ごみの削減強化月間！

海岸漂着物対策については、不法投棄監視強化月間と合わせて、庄内総合支庁のロビーに海ごみの問題等に関する展示を行い、多くの来庁者に海岸漂着ごみ削減の取り組み等の啓発を行いました。

今後も自然豊かな飛島・庄内海岸を次世代に継承できるよう皆さんと一緒に頑張ってまいります。



■第25回飛島クリーンアップ作戦！

本県唯一の離島、飛島の海岸清掃活動も今年で25回目を迎えました。

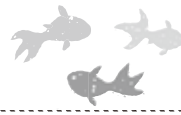
今年は、5月31日（土）を予定していましたが、風と高波の影響で定期船が欠航となり、予備日の6月14日（土）に実行委員及び東北公益文科大学のボランティア学生での実施となりました。

島民の方々の御協力のもと、総勢約100名で荒崎海岸の清掃を行いました。昨年度より回収エリアは縮小してしまいましたが、1時間半の回収で、約800キログラムのゴミを回収しました。

また、庄内総合支庁では、子どもたちに豊かで美しい庄内海岸を引き継いでいくために、各所でクリーンアップ事業を展開しております。7月12日（土）には最上川河口で県内最大規模のクリーンアップを行いました。

山形県の美しい環境を保全するための取り組みなどについてのお問い合わせは、当課海岸漂着物対策担当までお願いします。





村 山 支 部

事業名	第13回村山支部通常総会総会
日時	令和7年4月16日（水）16：00～
場所	ホテルメトロポリタン山形
参加人数	53人
来賓	村山総合支庁 保健福祉環境部環境課 廃棄物対策主幹 横山 秀典 様 山形市環境部 次長兼廃棄物指導課長 加藤 明彦 様
協会役員	会長 鈴木 隆
内 容	報告事項 1 令和6年度事業報告について 2 令和6年度支出報告について 3 令和7年度事業計画について 4 令和7年度予算について

第13回通常総会は、高橋和晴議長（株式会社荒正）による議事進行にて全了承され、無事に終了しました。

終了後の懇親会には、46人の参加をいただき盛大な懇親会となりました。



片桐支部長



最 上 支 部

事業名①	第13回最上支部通常総会
日 時	令和7年5月9日（金） 16：30～
場 所	割烹つたや
参加人数	17人
来 賓	最上総合支庁 保健福祉環境部環境課 課長 石川 伸 様
協会役員	会長 鈴木 隆 常務理事（兼）事務局長 三澤 昌則
内 容	報告事項 1 令和6年度事業報告について 2 令和6年度支出について 3 令和7年度事業計画について 4 令和7年度予算について

事業名②	新庄最上地区不法投棄防止対策協議会主催 不法投棄防止合同パトロール出発式及び不法投棄防止キャンペーンの協力
日 時	令和7年5月14日（水）10：00～
場 所	出発式：最上総合支庁正面玄関前 不法投棄防止キャンペーン：新庄市内大型スーパーマーケット店頭3カ所 戸沢村 道の駅とざわ・最上町 川の駅ヤナ茶屋もがみ(道の駅もがみ)計5カ所
参加人数	出発式：39人 キャンペーン：32人（最上支部より4社6人参加）

内 容	不法投棄防止パトロール出発式が最上総合支庁において開催されました。 新庄最上地区不法投棄防止連絡協議会 佐藤治子会長の挨拶終了後、各班に分かれキャンペーン会場へ移動し今年は、新庄市内の3カ所のスーパーのほか戸沢村の道の駅とざわと最上町の川の駅ヤナ茶屋もがみに分かれ、のぼり旗を設置し来場者にポケットティッシュを配布しながら不法投棄防止の呼びかけを行いました。最上支部では、啓発支援事業の活動として不法投棄防止の“のぼり旗”を不法投棄防止協議会へ寄贈しており、今年も最上支部名入りの“のぼり旗”を各所に設置しました。 当支部から、最上共同クリーン株式会社と株式会社マルコウ環境の2社より参加いただき、不法投棄防止の協力をお願いしたいと声掛けすると「自分も時間があると地域の不法投棄の回収を行っている」、「ここ（最上地区）は山ばかりなのであちこちでゴミ見かける」など様々な声を聞くことができ、【不法投棄】という言葉が定着し認識していただけていると感じました。
-----	--



事業名③	新庄最上地区不法投棄防止対策協議会主催 令和7年度春季不法投棄監視合同パトロール
日 時	令和7年5月14日（水）～23日（金）
場 所	最上地区8市町村 新庄市・金山町・真室川町・舟形町・最上町・戸沢村・大蔵村・鮭川村
参加人数	56人（内：最上支部8人）
内 容	最上支部から株式会社マルコウ環境、株式会社大場組が参加し、8市町村を8日間にわたり、最上総合支庁環境課・各市町村担当課・衛生組合連合会と共に監視車に車上看板を設置し不法投棄防止対策広報テープを流しながら各市町村のパトロールを行いました。



不法投棄の確認箇所は25箇所新規の発見箇所は0箇所、地域住民との原状回復は6箇所でした。

不法投棄箇所には、「不法投棄防止のぼり」や「不法投棄監視カメラ」そして「不法投棄110番電話」を設置したということです。

最上支部では、引き続き支部会員及び関連企業と共に協力を行っていく方針です。



置 賜 支 部

事業名	第13回置賜支部通常総会
日時	令和7年5月20日（火） 16:00～
場所	御殿守
参加人数	29人
来賓	置賜総合支庁 保健福祉環境部環境課 課長 伊藤 健 様 置賜総合支庁 保健福祉環境部環境課 課長補佐 横山 英史 様
協会役員等	会長 鈴木 隆 課長 小川 瑞穂
内 容	報告事項 1 令和6年度事業報告について 2 令和6年度支出報告について 3 令和7年度事業計画について 4 令和7年度予算について その他 「非常災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」 に定める令和7年度の協力体制について（報告）

通常総会は、議長を島貫利幸氏（有限会社県南エコサービス）に務めていただき、円滑な進行で無事終了することができました。

総会終了後の懇親会では、意見交換を行いながら親睦を深めることができ有意義な時間となりました。

会場準備をしていただきました役員やスタッフの皆様には感謝いたします。ありがとうございました。



庄 内 支 部

事業名①	産廃排出事業者・産廃処理業者 合同研修会
日 時	令和7年2月13日（木）14:00～16:00
場 所	いろり火の里「なの花ホール」
参加人数	庄内支部会員 40人 建設業・宅建协会会员 21人 排出事業者 17人 合計 78人
内 容	「解体等工事における石綿の飛散防止について」 講師：庄内総合支庁 保健福祉環境部環境課 主査 竹田 紘輔 様 「災害廃棄物の処理について」 講師：庄内総合支庁 保健福祉環境部環境課 廃棄物対策専門員 渡邊 英治 様

庄内総合支庁環境課から2人の講師を招き、合同研修会を開催しました。大気汚染防止法の改正に伴う解体・改修工事への対応について、県への届出等の説明に加え、令和6年7月の大雨災害による災害廃棄物の処理に関する具体的な対応状況等を説明いただきました。

今回も、支部会員のみならず、建設業協会をはじめとする各団体や庄内一円から多くの方々にご参加いただきました。処理業者や排出者が産業廃棄物処理における法令遵守と適正処理の重要性について、改めて認識を深める有意義な研修となりました。



事業名②	第13回庄内支部通常総会
日 時	令和7年4月21日（月） 17：00～
場 所	東京第一ホテル鶴岡
参加人数	37人
来 賓	庄内総合支庁 保健福祉環境部環境課 課長 田中 利正 様 庄内総合支庁 保健福祉環境部環境課 主幹 村岡 悟 様
協会役員	会長 鈴木 隆 常務理事（兼）事務局長 三澤 昌則
内 容	報告事項 1 令和6年度事業報告について 2 令和6年度支出について 3 令和7年度事業計画について 4 令和7年度予算について

通常総会は、議長を小野寺佳克氏（小野寺建設株式会社）に務めていただき、円滑な進行で報告及び審議が行われました。

懇親会には27人が参加し、懇親を深めました。



事業名③	第25回飛島クリーンアップ作戦への参加
日 時	令和7年6月14日（土） 8：00～17：00
場 所	酒田市飛島 荒埼海岸
参加人数	72人（庄内支部会員より3社10人参加）

内 容 今回で25回目になる飛島クリーンアップ作戦は、荒天のため5月31日から延期となり、実行委員を中心とするメンバーで6月14日（土）に実施されました。

当日は雨により約1時間の活動となりましたが、プラスチック類、発泡スチロール、漁網、ロープなどおよそ800kgのごみを回収しました。

TECH ISLAND協力のもと、自走式運搬ロボット、電動手押し車を使用し、順調に作業できました。

飛島からのさわやかな風の中、観光シーズンを前に美しくなった海岸を目の当たりにし、充実した清掃活動となりました。



DX推進のための第一歩は 委託契約書の電子化です。

電子契約とは、従来の紙の契約書に代わり、インターネットや電子メールなどを通じてオンライン上で契約を締結する方法です。電子契約では、契約書の作成・送付・署名・保管のすべてがデジタル上で行われます。

産業廃棄物委託契約書の電子化導入のメリット

1. 業務効率の向上

産廃業者にとって、契約書の作成・管理には多くの時間と手間がかかります。電子契約を導入することで、以下のような効率化が期待できます。

- ・迅速な契約締結：電子化された契約書は、オンライン上で作成・送信・承認が可能です。紙ベースでのやり取りに比べて、契約締結までの時間が大幅に短縮されます。
- ・契約書の検索・参照が容易：過去の契約書を紙の書類から探すのは手間がかかりますが、電子化により簡単に検索・参照が可能になります。業務のスピードが向上し、ミスも減少します。
- ・捺印のために現場と処分場の行き来がなくなります。

2. コスト削減

電子化は、コスト面でも多くのメリットがあります。

- ・紙や印刷のコスト削減：紙やインクの購入費用、印刷の手間、さらに郵送費用が不要になります。また、保存スペースの確保も不要になり、オフィススペースを有効活用できます。
- ・保管・管理コストの削減：契約書の電子化により、書類の物理的な保管スペースが不要になり、保管コストや整理・管理にかかる時間を大幅に削減できます。

3. コンプライアンスの強化

産業廃棄物処理業務は法的な遵守事項が多いため、契約書の適切な管理が求められます。電子化はコンプライアンスの強化にも貢献します。

- ・改ざん防止・セキュリティ強化：電子契約書にはタイムスタンプや電子署名を付与することが可能です。これにより、改ざん防止や情報の正確性が保証され、法的な証拠能力も確保できます。
- ・契約期間や更新の管理：電子化システムでは、契約の有効期限や更新時期を自動で通知する機能を搭載できます。これにより、契約の更新忘れを防ぎ、法的な問題を未然に防止します。

4. 環境への貢献

産業廃棄物を扱う業者として、電子化は環境保護への取り組みを象徴する手段となります。

- ・ペーパーレス化による資源の削減：紙の使用を減らすことで、森林資源の保護や二酸化炭素排出の削減に貢献します。これは、環境負荷を減らすという企業の社会的責任(CSR)にもつながります。

- ・顧客・取引先からの信頼向上：環境に配慮した取り組みを実施することは、顧客や取引先からの信頼を高める要因となります。特に、環境に敏感な企業や団体との取引において、競争優位性が高まります。

5. 労働環境の改善

電子化による業務の効率化や手間の削減は、従業員の働き方にも大きな影響を与えます。

- ・業務負荷の軽減：手作業で行っていた契約書の作成、印刷、郵送などの作業が大幅に減少します。その結果、業務負荷が軽減され、従業員がより生産的な業務に集中できる環境が整います。
- ・テレワークの推進：電子化された契約書はインターネット上でアクセス可能なため、オフィス外でも業務が可能になります。テレワークが推進され、働き方改革の一環として労働環境の向上が期待できます。

6. 業界の変化に対応する柔軟性

産業廃棄物業界においても、デジタル技術の活用は今後ますます求められるようになります。電子化された契約書は、業界の変化や顧客のニーズに迅速に対応するための柔軟性を提供します。

- ・市場のニーズに即応：デジタル技術を導入することで、顧客からの新しい要望や法改正への対応がスムーズに行えます。電子契約は、その場で即時に契約を締結できるため、顧客満足度の向上にもつながります。
- ・最新技術との連携：電子契約システムは他の業務管理システムと連携可能で、業務全体のデジタル化を促進する基盤となります。これにより、業務のさらなる効率化が期待できます。

7. 電子契約「エコドラフト with クラウドサイン」の締結イメージ

- ・受信側は「エコドラフトwithクラウドサイン」に加入の必要はありません。



【お問合せ先】

トライシクル株式会社

東京都品川区南大井6-23-3 大森ベルポートD館3階
TEL 03-6410-8780

営業担当 河崎 誠 携帯：090-2532-7630 E-mail：kawasakim@tricycle-ce.com



一般社団法人山形県産業資源循環協会の概要

○設 立 平成4年4月（設立時：山形県産業廃棄物協会）

○事 務 所 〒990-0041 山形市緑町一丁目9番30号 緑町会館6F
TEL 023-624-5560 FAX 023-624-5360

○目 的

産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等を推進することにより生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、もって県民の健康で快適な生活の確保に寄与する。

○会 員

・正 会 員 （234法人／令和7年7月1日現在）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき許可を受けた者で県内に事務所を有し、協会の目的に賛同して入会した個人又は法人

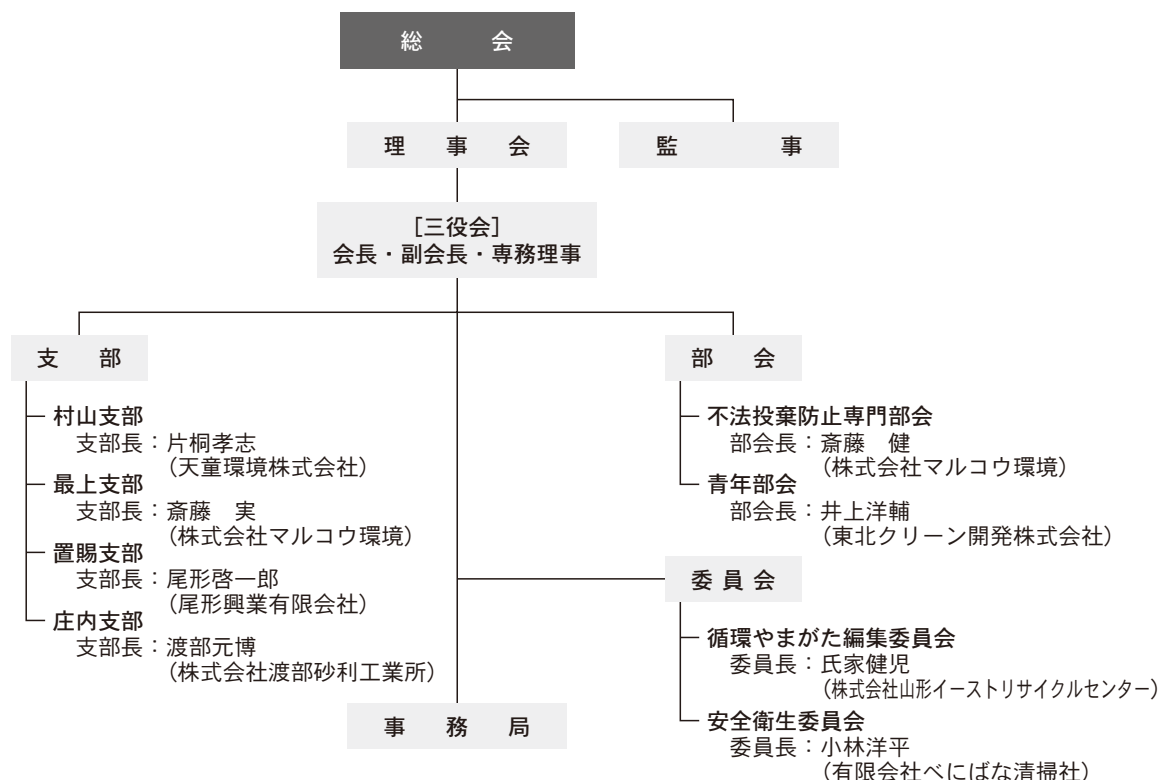
・賛助会員 （12法人）

協会の事業を援助する個人又は法人

○役 員

会長（代表理事） 鈴木 隆／理事数 全20人、 監事数 2人

法人組織図



令和 7(2025)年度許可申請に関する講習会(修了試験)の日程 (東北地域 9月以降)

二段階形式講習会と対面形式講習会 2つの形式で開催

今年度の講習会は、「講義」は各自で事前にオンラインでビデオ聴講し、「修了試験」は指定の日時に試験会場へ来場して受験する二段階形式の講習会と、会場で講義を受講し、講義後に試験を受ける対面形式となります。

※山形県では、今年度対面形式での開催はございません。

※定員がございますので、お早めに申込みください。

山形会場は大手門パルズ 3 F 霞城／山形市大手町

課 程	山 形	青 森	秋 田	岩 手	宮 城	福 島
新規 収集運搬		11 / 6 AM	9 / 9 PM		<u>12 / 16~17</u>	<u>11 / 26~27</u> <u>2 / 26AM</u>
新規 特管収集運搬		9 / 4 PM			1 / 15PM	
新規 処分	9 / 17AM	9 / 26PM	9 / 10AM	2 / 4 AM	10 / 22PM	12 / 18AM
更新 収集運搬	9 / 17PM	<u>9 / 4 AM</u> <u>9 / 25AM</u> <u>11 / 6 AM</u>	<u>9 / 9 AM</u> <u>11 / 18PM</u>	2 / 4 PM	<u>10 / 21</u> <u>1 / 14AM</u>	<u>12 / 18PM</u> <u>2 / 25AM</u>
更新 処分	9 / 17AM	<u>9 / 5 PM</u> <u>9 / 26PM</u>	9 / 10AM	2 / 4 AM		12 / 18AM
特別管理産業廃棄物 管理責任者		<u>9 / 5 AM</u> <u>11 / 7 PM</u>	11 / 18AM		1 / 14AM	<u>12 / 17AM</u>

下線あり：対面形式

申込みから受験までの流れ

- インターネットで講習会の受講を申し込む（紙の書面での申し込みはございません）
 - ▶ J Wセンター（（公財）日本産業廃棄物処理振興センター）HPで試験、講習会日を確認し、受付中であることを確認する
 - ▶ J Wセンター HP：<https://www.jwnet.or.jp/workshop/>
- 申込フォームに入力する
 - ▶ メールアドレス・氏名・生年月日等の情報を登録
 - ▶ 顔写真の登録
 - ▶ 受講料の支払い選択（銀行振込、コンビニ、クレジットカード）
- 受付確認メールに従って入金する → 受講決定メールが届く
- マイページから受講票を印刷、または画像を端末に保存しておく
- テキストが到着したら、講義動画を視聴する
 - ▶ 講義ごとに何度でも視聴可能
- 試験日に会場で試験を受ける（受講票・受講確認書を持参する）
 - ▶ 約 2 週間後、合格者に修了証が届く（先にマイページでの合否確認が可能）
 - ▶ 不合格の場合は、再試験の案内が送付されます。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

※ 返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、お申込みください。

1 産業廃棄物管理票 発行元：(公社)全国産業資源循環連合会

種 類		価 格（税込）	数 量
【直行用】 7枚複写	単 票 （手書用）	¥3,300 （100枚/箱）	箱
	連続票 （PC用）	¥16,500 （500枚/箱）	箱
【積替用】 8枚複写	単 票 （手書用）	¥3,300 （100枚/箱）	箱
	連続票 （PC用）	¥16,500 （500枚/箱）	箱

2 建設系廃棄物管理票 発行元：建設六団体副産物対策協議会

種 類		価 格（税込）	数 量
7枚複写	単 票 （手書用）	¥2,700 （100枚/箱）	箱
	連続票 （PC用）	¥13,500 （500枚/箱）	箱

購入申込日	令和 年 月 日
住 所	〒 —
会 社 名	
電 話 番 号	
ご 担 当 者	

貼 付 欄
振込みの控え（ご利用明細）

【発送の場合の手順】

- ①本紙に所定事項を記載する
- ②銀行で代金を振り込む
- ③振込明細書を貼付する
- ④本紙をFAXする
- ⑤送料は着払い

インターネットバン
キングの場合は、
実行結果のコピー
を添付

【振込先】（次のいずれかの口座に振込み）

口座名義
一般社団法人山形県産業資源循環協会

- 山形銀行 寿町支店
普通預金 2 1 8 5 4 5
- きらやか銀行 山形東支店
普通預金 6 1 5 4 5
- 荘内銀行 山形本店営業部
普通預金 1 1 2 0 2 5 9
- ゆうちょ銀行（ゆうちょ銀行から振込）
記号 1 8 5 2 0 番号 1 1 9 5 1 2 8 1
- ゆうちょ銀行（他行から振込）
八五八支店（ハチゴハチ）
普通預金 1 1 9 5 1 2 8

※ 振込手数料はご負担願います。

【宅配送料】 送料は着払い

- ・単票×2箱までを1梱包 税込451円
 - ・単票×3箱～5箱を1梱包 又は 連続票×1箱 税込473円
- ※ 当協会会員は無料。

協会記入欄

申込先：一般社団法人山形県産業資源循環協会
FAX 023-624-5360



筆者 長岡 文明 氏 BUN 環境課題研修事務所 主宰

山形県職員として長らく廃棄物処理法に携わる。平成21年に同研修事務所を開設。環境省環境調査研修所講師、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター講習会テキスト編集委員等を務めるほか、産廃関連の著書を多数執筆。山形県西置賜郡飯豊町在住。

今回の当コラムは(株)リヴァックスの「リヴァックスコラム」として執筆した物を加筆、修正したものです。リヴァックスコラムには10年以上コラムを掲載していますので、興味のある方は是非一度ご覧頂けると幸甚です。

「リヴァックスコラム」で検索すると出てきます。

聞き手は、もうお馴染みになりました「仮想アシスタント」の桜江木乃実です。

桜江：ねえねえ、BUNさん。聞くところによると廃棄物処理法の省令が改正されたようですね。どんな改正なのか解説してよ。

BUN：んっ？デジャブーかなあ？2ヶ月前辺りに同じようなお願いを誰かからされたような？そうそう、リヴァックスのリヴちゃんからお願いされて一度やったなあ。まあ、あれから時間も少し経って新たな情報もあるから、じゃ、改めて解説しましょうか。改正事項は3つあるようですが、うち1つは改正に伴う「条ずれ」の修正のようなので、実質は2つと考えてよいと思います。

1. 電子マニフェストへの「再生量」の追加

桜江：では、実質的な改正の話をしてくださいな。

BUN：一つは電子マニフェストへの「再生量」の追加だね。

桜江：「電子マニフェストへの」ということは、紙マニフェストではこの追加改正は無いのね？

BUN：理由はあとで説明するけど、今回の改正では電マニの場合だけ。紙マニフェストでは「今までどおり」で追加される項目は無し。

桜江：「再生量」ってことだけど、これは排出事業者が処理委託する時点では判らないわよね。

BUN：そうだね。したがって、この追加項目が発生するのは受け手側になる処理業者だけ。排出事業者の登録事項については「今までどおり」で、追加される項目は無し。

桜江：今までのマニフェストシステムって紙マニフェストも含めてだけど、受け手側の処理業者が記載や登録する事項って、「担当者名」や「処理終了年月日」程度だったけど、この改正以降は結構な事務量、業務量が出てきそうね。改めて、誰が、どんな事項を登録しなければならないのか、確認させて。

BUN：処分受託者が、「処分方法ごとの処分量」及び「処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量」の報告、となるね。

桜江：たとえば？

BUN：そうだねえ。たとえば、解体工事から出た「木くず」100トンの処分を委託されたとしよう。このうち、20トンは焼却炉で焼却。残り、80トンは破碎して、うち70トンは再生ボードとしてリサイクルできたけど、残りの10トンは埋立地で処分した、としようか。この時、「処分方法ごとの処分量」は「焼却20トン」「破碎80トン」となる。「処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量」は「再生ボードとして70トン」「破碎残渣として木くず10トン」のようになるかな。

桜江：この項目を処分業者は電マニに登録しなくてはいけなくなるのね。大変な業務量ね。

BUN：慣れればそれ程のことも無いかもしれない。

桜江：どうして？

BUN：この再生量の登録に「当該処分量を的確に算出できると認められる方法により算出される

処分量を含む。」というカッコ書きがあるでしょ。たいていのリサイクル工場では処理工程は同じなので、リサイクル率もほぼ同じと想定される。さっきの木くずの例だとすれば「80トン破碎すれば70トンは再生に廻せるけど10トンは使えず残渣になる」、すなわち $70/80=0.875$ 、リサイクル率87.5パーセントと想定できるから、余程状態が違ったケース以外は、過去の実績に基づいて受入量にリサイクル率を掛ければ自動的に数値は出てくるね。

桜江：それならその数字をパソコンに設定しておけば、受入量を入力するだけで「処分方法ごとの処分量」及び「処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量」も自動的に登録できるね。でも、初期設定はそれなりの業務量よね。リサイクルする産業廃棄物の種類やリサイクルの手法、施設ごとにリサイクル率を設定しなければならないでしょ。

BUN：そうだね。たぶん、そんな準備期間も必要ということもあるんでしょうね。条文の公布は令和7年4月22日だったけど施行は令和9年4月1日と2年間の猶予期間を設定しているんだ。

桜江：この2年の間に処分業者と電子マニフェストを運用している情報処理センター（JW）の体制を整えてくださいねってことかぁ。でも、どうしてこんな改正をしたのかなぁ。

BUN：通知には今までの経緯や必要性等も記載しているけど、実際には再資源高度化法をはじめとする世界、世の中の動きに呼応するためだと思う。

桜江：どういうこと？

BUN：今回の改正が電子マニフェストだけで紙マニフェストでは行われなかった、ということを見ると、不法投棄等の不適正処理対策とは言いがたい。

桜江：そうねえ。不適正対応なら電マニも紙マニも差別する必要は無いものね。

BUN：まぁ、多くの良心的な中小零細、少量排出の排出事業者への負担を増やすわけにはいかないって要因もあるんだと思うけど、最大の要因はなんといっても「循環型社会形成」を推進していくための方策とそのバックデータの把握、これでしょうね。

桜江：なるほど。平成30年からは特別管理産業廃棄物の多量排出事業所は電マニが義務化されているから、この人達は既に電マニは導入されている訳だし、再資源高度化法では年間1万トン、廃プラスチック類については年間1,500トン以上処理する処分業者は再資源量の公表等も義務付けられているしね。

BUN：今までは、産業廃棄物は「適正処理」すればよかった時代。でも、これからは「再資源化」が「義務」になる時代ってことだね。それを排出事業者にも知ってもらうためには、自分が排出している産業廃棄物はどんな手法でどの程度再資源化されたかを知ってもらう必要があるし、日本全体としても今まで以上に再資源化を推進して、それを把握する必要がある。

桜江：それで、まずは取り組みやすい、電子マニフェストを使った部分からってことかぁ。でもさぁ、そうすると電子マニフェストを使っている処分業者だけ負担が増えて、紙マニフェストしか使っていない業者と比較すると不公平じゃ無いの。

BUN：まぁ、いずれは全て電子マニフェストの時代となることを想定しているんだと思うけど、いくらかでも不公平感を無くす意味もあるんでしょうね。「処分受託者による再生に係る情報の報告については、法第27条の2第10号の罰則規定は適用されない。」としている。

桜江：法定事項にはするけど、それをしていないとしても罰則の適用は無いってことね。そうねえ、そうしておかないと電子マニフェスト使用している業者だけがデメリットが大きくなるものね。

BUN：まぁ、社会への新たな制度の導入は、最初は「指導」、次に法制化、義務化だけど罰則なし、世の中に浸透して初めて「罰則」の適用とする流れが多いから、「過渡期」ってことかな。

桜江：じゃ、とりあえず、ここまでのまとめをして。

BUN：省令改正が行われ電子マニフェストの登録事項が一つ増えました。
処分業者の「終了報告事項」として「再資源化」に関する事項です。
施行は2年後の令和9年4月1日です。

桜江：と、言うことで関係する方々、特にリサイクル業者の方々は今後の対応が必要になりますのでアンテナ高くしておいて下さいね。

2. 産業廃棄物委託契約書の「伝達情報」の追加

桜江：では、もう一つの改正事項について解説して。

BUN：この改正は産業廃棄物委託契約書の「伝達情報」の追加です。

桜江：今までの産業廃棄物委託契約書にも「伝達情報」は規定されていますよね。

BUN：はい、省令第8条の4の2第6号に次のように規定されています。BUNさん流簡略表現で確認しておきましょう。

（委託契約に含まれるべき事項）

第八条の四の二

六 委託する産業廃棄物の適正処理のために必要な情報

イ 性状及び荷姿に関する事項

ロ 性状の変化に関する事項

ハ 混合等により生ずる支障に関する事項

ニ 含有マークの表示に関する事項

ホ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物等が含まれる場合は、その旨

ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

桜江：ここに一つ追加されるってことね。では、いよいよ、それはどんな事項か紹介して。

BUN：これがなかなか厄介なんだ。桜江さんは「PRTR法」って知ってるかな。

桜江：名前だけは聞いたような気がするけど改めて簡単に教えて。

BUN：略称「PRTR法」、正式名称を「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」って言うんだ。

で、PRTR制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度です。平成13年4月から施行されています。

桜江：これに該当する化学物質を扱った人は届出しなくちゃいけないって制度ね。で、該当する化学物質ってどんなもので、どの位あるの？

BUN：詳しくは環境省や経産省のホームページやパンフレット等を見て欲しいんだけど、次のように記載されている。（今回、必要な箇所のみBUNさん流抜粋です）対象となる化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあるなどの性状を有するものです。環境中にどれくらい存在しているかによって「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」の2つに分けられています。環境中に多く存在しているほうが「第一種指定化学物質」で事業者が排出量を届け出たり国が事業所以外からの排出量の推計を行うのは、この「第一種指定化学物質」です。また、この中でも人に対する発がん性があると評価されたもので特に注意を要する物質は「特定第一種指定化学物質」です。

PRTR法の対象事業者は、業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量という3つの条件があり、それぞれ一定の基準に合致する事業者が、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出を義務付けられます。具体的には製造業や鉱業、電気業、ガス業などが対象となります。一般廃棄物、産業廃棄物処理業も該当しているみたいだよ。

桜江：具体的な対象物質は？

BUN：対象物質は何回も見直しがされているんだけど、トルエンやキシレンといった有機性溶剤やヒ素などの有害金属など、現在約500物質が「第一種指定化学物質」に指定されている。

桜江：今回の廃棄物処理法の省令改正に話を戻すと、このPRTR法がどう関わってくるの？

BUN：まず、ざっくり言うと「第一種指定化学物質等取扱事業者が第一種指定化学物質関連の産業廃棄物」についての関連情報を委託契約書に記載しなければならないってことだね。

ちなみに、原文はこれ↓

第一種指定化学物質等取扱事業者（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条第5項に規定する者をいう。）が

委託者である場合には、委託契約書に含まれるべき事項として、「委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質（当該第一種指定化学物質等取扱事業者が使用し又は取り扱う特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第五条各号のいずれにも該当しない製品に第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合であって、当該製品の質量に対する同令第4条第1号イに規定する第一種指定化学物質量の割合が1パーセント以上である場合及び同号イに規定する特定第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合であって、同号ロに規定する特定第一種指定化学物質量の割合が0.1パーセント以上である場合に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合」を追加する。

桜江：うわぁ、勘弁してよ。厳密性は多少犠牲にしていから、概要を分かりやすく解説して。

BUN：まず、主語、述語。「委託契約書に含まれるべき事項として、…を追加する。」

でも、全員の委託契約書が対象かというところじゃない。最初に形容詞が付いているね。

桜江：「第一種指定化学物質等取扱事業者（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条第5項に規定する者をいう。）が委託者である場合には、」ってことですね。

BUN：これを簡単に表すと「PRTR法で届出している事業者は」ってことですね。

桜江：さっきの説明だと、「業種」、「従業員数」、「対象化学物質の年間取扱量」という3つの条件があるってことでしたね。たとえば？

BUN：「従業員数」は「常用雇用者21人以上の事業者」で、「第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1t以上」取り扱う事業所のようなね。

対象業種としては製造業や電気、ガス、熱供給業、それに下水道や鉄道業なんかも対象になる。さっきも言ったけど一般廃棄物処分業、産業廃棄物処分業も該当するようだね。

（下水道や廃棄物処理業は「特別要件施設」として取り扱い量は別の考え方にしています）

なお、PRTR法は平成13年から施行されて、既に四半世紀経過しているから、該当している事業所は総務課や担当の部署に確認して頂ければ、わかると思います。

桜江：なるほど。こういった事業所だけが今回の契約書の改正の対象になるってことね。次は？

BUN：まず、カッコ書きを外してみよう。

「委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合」となる。

桜江：これならわかるわ。産業廃棄物に第一種指定化学物質が含まれる場合は名称及び量を契約書に書けてことね。たとえば、「ヒ素を10ミリグラム含みます」ってことね。

BUN：そうだねえ。しかし、現実を考えてみればわかるけど、そんな物質そのものの産業廃棄物として排出する、なんてあまり想定できないよね。

桜江：そうねえ。いくら有害な成分とは言え、わざわざ原料として買い入れている訳だから、そんなもったいないことはしないと思う。

BUN：よって、産業廃棄物としては第一種指定化学物質「そのものずばり」で排出するケースは少ない。そこで、「該当しない製品に第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合」となる。

桜江：なるほど。産業廃棄物としては単なる「汚泥」とか「廃酸」なんだけど、その中に「含有」「付着」しているケースってことね。

BUN：この「含有」「付着」の程度が、「1パーセント以上である場合」も契約書記載の対象にするよってことだね。（特定第一種指定化学物質量は0.1パーセント以上）

桜江：なるほど。と言うことは、現実的に今回の改正事項を簡単に言うと…

BUN：「PRTR法で届出している事業者は、第一種指定化学物質が1パーセント以上含有している産業廃棄物の処理を委託する場合は、契約書にその情報を記載しなければならない。」ということになるね。

桜江：と言うことは、PRTR法の届出の対象になっていない事業者は、今回の改正には直接関係しないし、届出の対象になっている事業者でも実際に処理委託する産業廃棄物に第一種指定化学物質が含有していないのであれば、やはり今回の改正には直接関係しないってなるわね。

BUN：理屈としては、そうだね。

桜江：なんか、奥歯に物が挟まったような返事ね。

BUN：理屈としてはそうなんだけど、「含有していない」かどうかは分析してみないとわからないことだね。もちろん、第一種指定化学物質を一切使用していない事業所なら別だろうけど。

桜江：そうねえ。少なくとも、第一種指定化学物質を使用している事業所では含有している可能性はあるわね。

BUN：そうすると、結局はPRTR法で届出をしている事業者は、今後は定期的に分析して、含有していないことを確認しておかないと、となるね。そして、どうせ分析してるんだったら、その情報は処理業者さんにお伝えしておいた方がいい。

桜江：なるほど。法令条文では「一種指定化学物質が含有している時は」となっているが、結局のところはPRTR法で届出をしている事業者は、産業廃棄物委託契約書に含有の状況を記載するってことになる訳ですね。他に何かお伝えしておくことある？

BUN：今回のPRTR法一種指定化学物質は全てが特管産業廃棄物ではありません。有害性によって特管産廃になる物質は、カドミヤトリクロロエチレン、ダイオキシンといった26物質しかない。一種指定化学物質は前述の通り約500物質もあるから、むしろ特管産廃では無い方が圧倒的に多い。その物質まで、事実上、分析をして処分業者に積極的に情報を伝える、より一層安全化対策を推進するってことなんだと思う。

桜江：そうかあ。使用している事業者は負担が増えるわね。

BUN：それ程では無いかも。と言うのは、この事業者はPRTR法の届出事業者なので、たぶん、今までも定期的に分析はしていると思う。その分析結果書を1枚余計にコピーして添付すればいいだけだし、委託契約書はマニフェストと違って1回1回の委託の度に交付する物でも無いから、それほどの負担でも無いかも。

桜江：そうかなあ。じゃ、今回該当しそうな事業所って全国にはどの程度あるの？

BUN：直近の令和7年2月公表データによると届出事業所数は32,502。山形県内では446となっているね。まずは、ここが今回の省令改正に関係してくる排出事業者と想定していいと思います。

桜江：で、この対応はいつまでにやっておかなくちゃならないの？

BUN：委託契約書はその都度締結するって排出事業者は少ないと思うけど、更新条項を入れている事業者でも年に1回程度は見直し確認をしているところが多いと思う。そんな状況も勘案したんだと思う。施行日は令和8年1月1日としているので、この日までには関係ある事業者は契約書にこの事項を追加しておくようにってことになるかな。

桜江：じゃ、今回の話をまとめてみて。

BUN：今回の省令改正の1つ。産業廃棄物委託契約書法定事項の追加。

「PRTR法で規定する約500物質を使用する＜第一種指定化学物質等取扱事業者＞が第一種指定化学物質や特定第一種指定化学物質が一定以上含有する時は＜適正処理に必要な情報＞として契約書に記載しなければならない。」となります。

施行日は令和8年1月1日なので関係者は契約書の見直しをしておいてくださいね。

桜江：今回の改正は、契約書とマニフェストに関することですから、協会内でも関係する会員さんも出てくると思いますし、お客様からの質問もあるかもしれません。対応策を考えておくことは大切ですよ。今日はありがとうございました。最後にもう一度私の名前を3回唱えて終了しましょう。

さくらえこのみ、さきゅらえこのみ、サーキュラーエコノミーBUN(長岡)<(_)>(^-^)/

編集後記

新しい年度を迎え、会員の皆様並びに関係各位の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先日当社に、ご来客の方がお見えになりました。出で立ちは、たいそう品格がおありで、笑顔が素敵な方です。もう会員の皆様は、お気づきだと思いますが『鈴木会長』です。

「会長、県境の当社においでいただきありがとうございます！中でお茶でも」と…私がお挨拶をした所、「いやいや斎藤君、玄関先で良いよ～これから近くの会員さんの所行くから」と…会長は、爽やかにお帰りになりました。

思い返せば、鈴木会長はご就任のご挨拶で会員の皆様の企業を全て回りますと挨拶してたなぁ～と感心した私でした。今後も協会の役員として微力ながら尽力していこうと思いました。

編集委員 斎藤 健
(株式会社マルコウ環境 取締役専務)



◆ 循環やまがた編集委員 ◆

編集委員長	氏家 健児	株式会社山形イースト リサイクルセンター
編 集 委 員	篠澤 真和	株式会社ミツワ企業
	高橋 和晴	株式会社荒正
	斎藤 健	株式会社マルコウ環境
	沼澤 岩夫	沼澤産業有限会社
	登坂 誠	株式会社登坂商店

循環やまがた 86号

令和7年7月発行

編集：「循環やまがた」編集委員会
発行：一般社団法人山形県産業資源循環協会
〒990-0041
山形市緑町一丁目9-30 緑町会館6F
TEL 023-624-5560 FAX 023-624-5360
編集協力・印刷：コロニー印刷（山形福祉工場）

